

令和 7 年 2 月 13 日

開会 午前 10 時 00 分

○高山議長

ただいまから令和 7 年第 1 回宗像地区事務組合議会定例会を開会いたします。

原崎組合長からご家族の緊急な事情のため遅れられるという連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

本定例会では必要な感染予防対策を実施してまいります。また発言につきましては、簡潔明瞭に行っていただきますようにお願いをいたします。

それでは直ちに会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 85 条の規定により 12 番 米山信議員、13 番 森田卓也議員を指名いたします。

日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ご異議なしと認めます。従いまして、会期は本日 1 日限りと決定をいたしました。

日程第 3 「諸報告」を行います。

組合長から、令和 7 年第 1 回定例会招集にあたり、挨拶並びに報告事項があればお受けいたします。伊豆組合長。

○伊豆組合長

皆様おはようございます。本日、令和 7 年第 1 回議会定例会の開催にあたりまして、ご挨拶と提案説明を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、お忙しい中、本定例会にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会では、18 件の議案について審議をお願いするものであります。

第 1 号議案及び第 2 号議案は、監査委員を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

第 3 号議案は、福岡県市町村職員退職手当組合の加入団体数の変更に伴い、同組合規約を変更するものです。

第 4 号議案は、刑法等の一部改正が施行されることに伴い、関係条例の改正を行うものです。

第 5 号議案から第 7 号議案は、令和 6 年の人事院勧告、育児・介護休業法等の改正に伴い、一般職の給与条例等、勤務時間等に関する条例、育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

第 8 号議案は、緊急消防援助隊出動手当を創設するため、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものです。

第 9 号議案は、給水区域の拡張を行うため、水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するも

のです。

第 10 号議案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

第 11 号議案から第 18 号議案につきましては、一般会計、急患センター事業特別会計、水道事業会計及び本木簡易水道事業会計における令和 6 年度補正予算及び令和 7 年度予算です。令和 7 年度一般会計予算においては、し尿処理場撤去事業や福津消防署整備事業、令和 7 年度水道事業会計においては、北九州市への包括業務委託料や配水管布設替工事、管理本館の電気計装設備更新工事などを計上しております。

以上、いずれも重要な案件でございますので、何とぞよろしくご審議いただきまして、議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○高山議長

以上で、伊豆組合長の挨拶並びに報告事項を終わります。

日程第 4 「一般質問」を行います。

本定例会における一般質問の通告議員は 4 人です。一般質問の制限時間は、答弁時間を含め一人あたり 55 分以内です。なお、制限時間の 3 分前にベル、終了時にブザーが鳴ります。質問、答弁は一問一答式で行い、1 件ごとの質問回数には制限がありません。また、質問は自席で行ってください。

それでは、通告順により 9 番 安部芳英議員の 1 項目目の質問を許します。安部議員。

○安部議員

おはようございます。議席番号 9 番の安部芳英でございます。一般質問させていただきます。

1 項目目の項目については、宗像地区消防本部へ移転建て替え事業について質問することになります。

こここの質問に至る経緯についてまず、ご説明します。

令和 6 年 2 月事務組合の一般質問において、同じく消防本部調査について取り上げて質問させていただきました。そのときに、築年数ですか劣化状況、耐震強度などの現状の課題、それから建て替えに関するこれまでの経緯と検討実績、その後のスケジュールについて質問を行いました。

その結果として、築 49 年の現状施設において老朽化が進んでいるということ、それから国が設定する耐震強度係数にいささか課題があるということ、それから検討が進むまでに時間を必要としたその理由の一つに、財政的な課題があったこと、最後に、万全な本部庁舎が完成するまでに、スムーズに進んだとしても 5 年程度必要となること、こういったことが分かりました。その上で、私のほうから、早急に建て替えのための準備費用、調査費用の予算化を求めておりました。

その後、令和 6 年 10 月議会において、鑑定業務委託料が補正予算として上程され、可決したわけあります。当時の原崎組合長それから現伊豆組合長の迅速なご対応に心から感謝する次第でございます。

本日はそのあとについて質問させていただきます。

1. 宗像地区消防本部移転建て替え事業について、事業の進捗状況について伺います。
2. 現状の課題について、課題がある場合はどのような課題があるのか伺います。
3. 想定される今後の課題について、課題がある場合はどのような課題が想定されるのか伺いま

す。

4. 今後のスケジュールについて伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○高山議長

安部議員の質問に対し、執行部に答弁を求める。高山事務局長。

○高山事務局長

事務局長の高山でございます。1点目の質問については、私からお答えし、以降は、総務課参事がお答えいたします。

それでは、1. 事業の進捗状況についてお答えいたします。

事業の進捗状況につきましては、令和6年10月の定例議会において、消防本部の移転建て替え候補地を専門業者の視点から総合的に評価するための補正予算を議決いただき、入札を経まして、12月5日付けで鑑定業者との契約に至っております。

現時点では、資料収集を行っており、年度末に候補地の優先順位がつくこととなります。

○高山議長

東総務課参事。

○東参事兼総務係長

総務課参事の東でございます。それでは私から順次お答えします。

2. 現状の課題についてお答えします。現段階における不動産鑑定評価業務に関して、特に課題はございません。

次に、3. 想定される今後の課題についてお答えします。今後の用地取得に際しまして、建て替え候補地の地域の多くの皆様や地権者との合意形成において、広く十分な情報共有と丁寧な説明が必要になるものと考えております。また、資材費や人件費の高騰などの要因に伴い、総事業費の見込みが立てにくいことが挙げられます。

最後に4. 今後のスケジュールについてお答えします。今回の専門業者による移転候補地の調査結果を受けまして、庁舎検討幹事会や検討委員会での協議を行い、方向性が固まり次第、地元コミュニティへの説明を行っていくこととなります。用地取得がスムーズに進めば、最短で5箇年で完成となるスケジュールでございます。詳細な計画や最終的な方向性につきましては、庁舎検討幹事会や検討委員会で方針を決定していくこととなります。

○高山議長

安部議員。

○安部議員

ご答弁ありがとうございました。

まずは、一つ目の事業の進捗状況については、専門業者に入札を行って12月5日に契約をして、年度末には優先順位が決まっていくような方向だということでした。

それから二つ目、現状の課題について不動産鑑定業務については、今のところないということが確認できました。

三つ目が今後の想定課題についての中では、地権者等への合意形成とか情報共有していくのが丁寧にしないといけないというところですとか資材の高騰、それから人件費、これは先読みが社会状況としてできないところもありますので、その見込みが立てにくいということがありました。

それで、今後の課題の中で、今いくつか課題が挙げられたと思うんですが、これについてどのような対策を考えたのか伺います。

○高山議長

東総務課参事。

○東参事兼総務係長

現在すぐにできる対策としてはございませんが、地元コミュニティとの協議や用地交渉においては、時機を失すことなく、適切な情報提供を行いながら、誠実な対応で合意形成を図っていきたいと考えております。

また、議員ご承知のように今後も物価上昇や人件費の高騰が見込まれますので、市場の動向を注視しつつ、できるだけ慎重に精査を行いながら事業費を見極めていきたいと考えております。

○高山議長

安部議員。

○安部議員

今回の質問は、進捗状況の確認の質問がありました。適宜、話が進んでいるというような印象を受けました。

それで、先ほどご答弁いただいたその課題の対策について、地元の関係者への説明はもう当然丁寧にしていただくということと、我々議会に対しても適切なタイミングで方向性をお示しいただきたいということを要望しておきます。

また、議会でも共有させてもらっていますけど、老朽化が著しいっていう施設でございます。災害等の中で宗像地区の市民の生命・財産を守る拠点となる施設でございますので、できる限り早く、焦る必要はないんですが、急いで、迅速に事業を進めていただきたいということを求めまして、1項目目の質問を終わります。

○高山議長

続いて、2項目目の質問を許します。安部議員。

○安部議員

2項目目の質問は、水道事業包括連携委託について伺います。

この質問については、これまでに井浦潤也議員のほうからも質問がございました。定期的に質問はしていきたいということで、今回質問させていただいております。

1. 平成28年度から北九州市と水道事業包括業務委託を行っていますが、どのように総括してお

られますか。また、検証を行っているか伺います。

2. 検証を行っている場合は、どのような効果があるか、また課題について、課題がある場合はどのような課題があるのか伺います。

以上、お願いします。

○高山議長

安部議員の2項目目の質問に対し、執行部に答弁を求める。高山事務局長。

○高山事務局長

まず1点目の北九州市との水道事業包括業務委託についてどのように総括しているか、また検証は行っているかのご質問に対してお答えいたします。平成28年度より包括業務委託を開始し、今年で10年目を迎えます。日々の維持管理をはじめ、台風接近時や大雨及び寒波時など緊急時におきましても、適切な対応により大きな事故やトラブルもなく、安心安全な水を安定的に供給できているものと判断しております。水質異常や漏水などの問題等が発生した際も速やかに対応できており、毎月実施している、当組合、北九州市、北九州ウォーターサービスによる3者の定例会において、事業の進捗と事故対応の状況を確認しております。

続きまして、2点目の包括業務委託の効果及び課題についてお答えいたします。北九州市と水道事業包括業務委託を実施することによる効果としましては、豊富な経験と高い技術力を生かし、管路更新などを始めとした計画的な改良工事や漏水事故、水質変化への迅速な対応、安全性の判断などの確に行われております。

喫緊の課題として考えているのは、有収率が低い地域における有収率向上への取り組みでございます。漏水等が多発している区域などを対象に毎年、漏水調査を実施しておりますが、現在、漏水調査専門の調査会社、漏水修理業務は宗像市、福津市内の三つの管工事組合にお願いしております。今後は、漏水調査と漏水修理業務等の一元化ができるかを考えているところでございます。

○高山議長

安部議員。

○安部議員

ご答弁ありがとうございました。

まず一つ目、総括しているかというところについては、安心安全な水を安定的に供給できるというご認識で総括されているというふうに思います。それから検証についても毎月の定例会等で、進捗状況を図るなど検証を随時されているというようなことあります。

私、この質問を作成してから、今年の1月28日に下水道による大きな事故が発生してですね、やはりインフラの整備については本当に重要なことだなと改めて認識した次第であります。そのことで、やっぱりいざというときにインフラを守るっていうところに対して行政、それから地元の事業者さんとの連携は非常に重要だというふうに改めて認識した次第です。

そして今、二つ目の質問の中で効果と課題についてがございました。効果については、水質変化への迅速な対応ということが的確に行われているということでありました。それと喫緊の課題で有収率の向上への取り組みについて課題があるということでありました。

漏水修理業務については、管内の三つの管工事組合にお願いしながら、連携しながら修繕等の業務を進めている。ただし、その業務を効率的に進められないかというところで、いろいろと今後考えてていますよというふうなご答弁だったかと思います。

それで、質問になるんですが、こういった地域と連携しながら、地元事業所との連携しながらの活動をもう10年迎えております。10年続ける中でいろんな課題、当初目指してたものとどういった違いがあるのかとか、もちろん現場においてもどういった声があるのか、そういうことの情報収集ですか意見交換とかそういうことが私は必要になろうかと思うんですが、課題の対策の一つとして、北九州ウォーターサービスさんとか水道事業者さんとかがございますが、こういった関係機関、関係者との課題の共有とか意見交換の機会を設けてはどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

経営施設課長の豊福です。私のほうから回答させていただきます。

災害時の対応や漏水修理の業務などについては、宗像市、福津市内の管工事組合や設備業者の協力は不可欠であると考えております。水道施設の維持管理を円滑に進めていくためには、意見交換や協議の場を設けることも必要と考えております。

○高山議長

安部議員。

○安部議員

意見交換や協議の場を設けることも必要と考えておるということですので、今後ぜひ検討を進めていただきたいというふうに思います。

それで、次の質問なんですが、人口減少や高齢化による技術者不足っていうところが進んでおります。全国的に水道事業の広域化が見込まれています。今後、宗像地区事務組合における水道事業の業務委託においてはどのような課題が想定されるんでしょうか、伺います。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

平成22年度に宗像、福津の水道事業と事務組合の用水供給事業を統合し、平成28年度からは北九州市へ包括業務委託を行い、これまで水道事業の広域化に取り組んできました。

今後どのような形で広域化が進むか注視する必要がありますが、さらなる広域化に進むことになれば、各水道事業者の設計や資材等の仕様の統一化や工事発注による地元設備業者の施工技術の継承など課題があると考えられます。

従って、先ほど申し上げましたように両市管工事組合や設備業者との意見交換や協議の場を設け

ることも必要と考えております。

○高山議長

安部議員。

○安部議員

技術の継承というのはやっぱりどこの自治体においても重要なことであります。特に、先ほどからお話ししてもらっています上下水道、インフラの整備について、地元の事業者さんがいなくなつたとか、機能できなくなつたっていうときのことを考えたら、とてもちょっと想像を絶するものがございますので、そこは行政としていろんな意見交換、情報共有をしていただきたい、検討会を開いていただきたいということを重ねて要望しておきます。

それで、次の質問なんですが、上下水道は住民の生活に欠かせないインフラの一つであるため、日常のみならず災害が発生した場合においても、その被害を最小にする仕組みづくりが必要だと考えます。今後の国の考える方向性を見据えつつも、宗像地区の上下水道の維持、保全、災害時の対応について、持続的に守っていくために市内事業者や関係団体などと連携をより密にして、技術研究や協働の推進にも力を入れたほうがいいと、力を入れるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

宗像市や福津市、北九州市や各団体等との技術協力など協定は結んでおりますが、災害時の水道施設の被害を最小限に抑えるためには、両市の管工事組合や設備業者からの協力が必要不可欠であるためどのような運営体制が効率的であるか今後も研究していきたいと思います。

また、今年1月末に両市の上下水道部局と共同で上下水道耐震化計画を策定しました。今後は、災害に強く、持続可能な上下水道インフラの構築に向けてさらなる耐震化に取り組んでいきたいと考えております。

○高山議長

安部議員。

○安部議員

運営体制とか効率的なものがあるかというところに関して、今後も研究していきたいということでお聞きしましたので、ぜひご研究していただきたいというふうに思います。

宗像市も福津市も昨年7月の大雨とか、市内で災害が発生している状況がございます。そして雨水管理については、管工事組合さんですとかいろんな事業者さんがやっぱり対策、対処をしていただいているおかげで復旧にもつながっているような事例もございますので、今後も関係団体と密に連携していただき、さらなる安全、安心につなげていただきたいというふうに要望いたしまして、私の一般質問を終わりります。

○高山議長

ここで、安部議員の一般質問を終了します。

次に、11番 北崎議員の一般質問を行いますが、事前に資料要求がありましたので関係資料の配布を行います。暫時休憩とします。

(休 憇)

○高山議長

議会を再開し、一般質問を行います。

11番 北崎議員の1項目目の質問を許します。北崎議員。

○北崎議員

宗像浄化センターの跡地活用は。

昭和54年11月に建てられた宗像浄化センターは、建設から45年目を迎え、し尿処理場としての役目を終え、昨年から解体工事が始まっています。

また、この施設に隣接するグラウンドでは、多くの市民の方がスポーツや消防団の訓練などに活用されてこられました。

そこで、以下のことについてお伺いいたします。

1. 解体作業の進捗状況及び今後のスケジュールは。
2. 隣接するグラウンドの今後の活用は。

よろしくお願ひいたします。

○高山議長

北崎議員の1項目目の質問に対し、執行部の答弁を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

まず、1. 解体作業の進捗状況及び今後のスケジュールについて説明させていただきます。

敷地内の建物の解体は全て完了し、現在、建物下の杭抜きや調整池の解体工事を行っております。今後、敷地外の土木工事にも着手する予定であり、予定工期内である令和7年6月末までには工事は完了する見込みでございます。

また、今後のスケジュールについては、安全かつ期限内に確実に解体工事を終わらせることを念頭に工事を進めております。解体工事完了後は、工事前と同様にグラウンドの使用を再開する予定でございます。

跡地の活用方法につきましては、今後、宗像市、福津市と協議を行う予定であり、地元区の意見を踏まえ、決定する必要があると考えます。

次に、2. 隣接するグラウンドの今後の活用についてお答えいたします。

グラウンドについては、解体工事が完了しましたら、速やかに利用を再開できるようにしたいと考えております。以前から利用者より、グラウンドに設置のトイレが汲み取り式のため利用しづらいとのご意見をいたしました。跡地の活用方法が決まるまで、大きな費用をかけて改修す

ることは難しいのですが、少しでも利用しやすくなるよう今回の解体工事におきまして、令和6年度当初に簡易水洗トイレに改修をしておるところでございます。

○高山議長

北崎議員。

○北崎議員

ご答弁ありがとうございました。

昭和53年稼働開始から40数年間浄化センターとしての役割を果たしていただき、解体工事についても、当初の計画どおりに進んでいるようです。

そこで、先ほどの答弁の中にもありました、解体後の跡地利用については、工事前と同様に、グラウンドの使用を再開する予定とありますが、速やかにと言われましたので、6月以降であれば、いつ頃なのか教えていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

今、工事は予定どおり進んでおりますけども、6月末での完了を予定しております。今後の工事の進捗にもよりますが、工事完了検査後、速やかに再開できるよう対応したいと考えております。

地元との協定では、令和7年9月末までに解体を完了するようにと言われております。最悪の場合なんですが、遅くとも令和7年10月1日からは、必ず再開するものと考えております。

○高山議長

北崎議員。

○北崎議員

私がなぜこの質問に至ったかというと、以前からこのグラウンドを利用されている少年野球の人たち、それからソフトボールクラブの方、それから地元のグラウンドゴルフの方々などから要望書というんですかね、また引き続き使用させていただきたいというのが、宗像市、それから多分事務組合にもあがってると思いますので、ぜひ、そのグラウンドの活用については速やかに行っていただくのと。もう一つ調整池ですね。今ちょうど土が積んであって、僕は通るたびにいつできるか、いつ埋められるかなと見てるんですけど。調整池はもともとグラウンドではなかったので、そういうことも含めて今後の活用の仕方、先ほど両構成市と言られてたので、今現状では事務組合の土地になってますので、今後、両構成市、特に宗像市との協議が進めなければいけないんじゃないかなと。その辺りのスケジュールというか、進捗状況を教えてください。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

今年の1月末に后曲区からの跡地活用に関する提案書をいただいております。提案書の内容を当組合と両市で共有し、今後どのように進めていくか協議していきたいと考えております。曲区からは現時点において具体的な提案はいただけませんが、曲区からも意見をお聞きした上で今後の方針については決定するべきと考えております。

○高山議長

北崎議員。

○北崎議員

再度ちょっと確認です。今、決定するということは事務組合で決定ではなくて、そのことを両市にご相談して、そこの中で決定するということでよろしいでしょうか。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

はい。今、いただいている提案書とか協議をしていただいて、両市のほうで決定していただくと考えております。

○高山議長

北崎議員。

○北崎議員

ありがとうございました。

先ほど言いましたように、やっぱりこの処理場の跡地ですね、非常に周りの方々が利用されておられますので。先ほど言わされましたトイレですね、特に、私が少年野球のお母さんたちから言われるのは、男女共用で昔でいう汲み取り式で、非常に入りにくいと。だから、近所のコンビニまで走って行っていると言われたので。今回の簡易水洗ですが、今後の跡地の利用も含めて話していくなければいけないので、すぐにトイレを変えてくださいというのは、あれだけ。そのことについては、非常に喜ばれると思います。

ぜひ、今後も地元の区のほうの要望を聞かれ、それからグラウンド及び処理施設、調整池の跡地利用を含めて話を進めていただいて。1日も早く皆さんができるようにしていただきたいと思つてます。これで1項目目を終わらせていただきます。

○高山議長

続いて、2項目目の質問を許します。北崎議員。

○北崎議員

2項目目、宗像地区の安全安心を担うためにはということですが。

先ほど資料要求をさせていただいて、高山議長からお許しをいただきて皆さんにお配りしました。これは、私も事務組合は久しぶりであり、また初めての議員の方もいらっしゃいますので、今どのような検討委員会組織が進んでるのかということをもう一度確認というためでお配りしていただいています。これも含めて見ていただいたらいいと思っております。

では、通告書を読ませていただきます。

市民サービスの中でも、最も大切なことは、安全・安心なまちづくりであり、その中核を担うのは、消防職員であり、ベースとなる基地は消防本部である。

どのような災害に見舞われようが迅速に、また、的確に役割を果たすために以下のことについてお伺いいたします。

1. 消防職員の人材確保や研修について、現状と課題は。
2. 老朽化した消防本部の建て替えについて、現状と今後のスケジュールは。

このことについては、先ほど安部議員の一般質問の中でも言われましたので、同じことになると 思いますけど、再度よろしくお願ひいたします。

○高山議長

北崎議員の2項目目の質問に対し、執行部の答弁を求めます。吉武消防総務課長。

○吉武消防総務課長

消防総務課長の吉武でございます。よろしくお願ひいたします。

1点目の質問につきましては、私のほうからお答えし、2点目の質問は東総務課参事がお答えさせていただきます。

消防職員の人材確保につきましては、全国的に見ますと、採用試験志願者数の減少が顕著にあらわれております。当消防本部におきましても例外ではなく、今年度の採用試験では志願者数、受験者数が想定より少ない結果となるなど、人材の確保に苦慮しているところでございます。今後、採用試験の志願者、受験者数を増やしながら人材確保していくことが重要課題の一つと捉えております。

研修につきましては、警備隊の人員をしっかりと確保しながら福岡県消防学校をはじめ、福岡県市町村職員研修所など様々な研修に職員を派遣している状況でございます。

現在の職員数としましては、143人となっており、このうち毎日勤務者が25人、交代制勤務者は118人で対応しております。現在、定年延長等に対応するために令和5年4月に条例定数を改正した154人まで職員を増員しているところでございます。

さらに、女性職員の確保につきましては、平成27年度に総務省消防庁から「消防本部における女性消防吏員のさらなる取組の推進について」という通知があり、その中で女性消防吏員の計画的な増員確保が要請されております。具体的には、令和8年度当初までに女性職員を職員数の5%まで引き上げることとされております。当消防本部では現在、4人の女性職員が勤務しており、割合としては、2.7%となっております。

今後は、救急需要の拡大への対応、育児休暇、介護休暇の取得や、60歳を超える職員の配置、より充実した災害対応のための人材配置などを考慮し、より効果的かつ適切な人材確保と定員管理を図っていきたいと考えております。

○高山議長

東総務課参事。

○東総務課参事兼総務係長

2. 老朽化した消防本部の建て替えについて、現状と今後のスケジュールについて私からお答えします。

消防本部の建て替えにつきましては、令和5年9月に開催された宗像地区消防本部庁舎等検討委員会におきまして、移転建て替えという方針が決定されました。

現状としましては、昨年10月議会での補正予算を受けまして、現在は専門業者の視点から消防本部の移転建て替え候補地の総合的な評価を行っているところでございます。

今後のスケジュールは、その結果を受け、福津署建設と同様に検討委員会で承認を得まして進めていくこととなります。

○高山議長

北崎議員。

○北崎議員

ご答弁ありがとうございました。

2度目の質問です。まず、1項目目の人材の確保。先ほど、人材の確保の中で女性職員の確保についても言われましたので、2度目の質問の中で質問させていただきます。

定年の引上げに対応すべく、条例定数の154人までの職員を採用していきたいということをおっしゃられましたけど、先ほど給与の引上げとかそういうふうに言われたんですが、現在の雇用条件の中には、やっぱり福利厚生を大切にされて職種を選ぶ実態があります。例えば、男性職員であれば育児休業の取得、庁舎内の仮眠室やみんなのトイレなどですね。幅広く対応しなければならないと考えます。

以前、私、福津の消防署の建て替えの件で、ぜひ見に来てほしいということで大島、それから福津、隣の米山議員さんたちと一緒にあって、はつきり言ってびっくりしました。多分まだ今の現状なんですよね。森田議員と私、同じ自衛隊出身なんんですけど、自衛隊の官舎よりもすごく狭くて、そして署長さんのお部屋に会議室兼ロッカーがいっぱいあって、署長室じゃなくてみんなの部屋みたいな感じで、すごく狭苦しいところにおられて、早くこれ変わらないかなということを思いました。

やはり、職員が働くっていうことは、その中で特に消防の方は、自分の命をかけていろいろしていただいているということなので、その条件を少しでもいい条件についていうのを本当つくづく思いましたし、私も自分の教え子が消防の職員でもう何人もいます。なので、やっぱり非常にその子たちからも声を上げられたので、今、宮地嶽のところの前を通りながら、福津署がだんだん形になってきているのを見たらうれしくてこっとなりますが、はやくできてほしいなと思います。

そういう思いで、やはりこの施設内の福利厚生とかそういうことが非常に大変なことじゃないかなと思うんです。そのことを加味しながら、職員体制が図れる採用の枠を、見直しを検討しなければいけない。今の現状よりも、やっぱりそういうような条件をきちっと示されてですね、特に、女性の職員の方たちには。福津署に行ったときは女性のトイレがなかったんですよね。だから今やつ

ぱりそういうことも含めて改善をして、そのことをアピールしなければいけないんじゃないかなと思いますけど。現状では、どのように採用のことについてお考えなのか教えてください。

○高山議長

吉武消防総務課長。

○吉武消防総務課長

現状の消防本部についてでございますが、福利厚生面につきまして、育児休業の取得につきましては、取得対象職員と所属長に制度説明を行い、令和6年度には100%の職員が取得している状況でございます。

また、男女別の施設についてでございますが、消防本部の庁舎のみ議員おっしゃられるとおり女性施設が整備しておりましたが、現在建築中でございます福津消防署にも整備しております。

今後、長寿命化を予定しております赤間出張所、津屋崎・玄海出張所におきましても整備を検討していきます。

なお、現在消防本部では、採用枠の見直しを行う予定はございません。

○高山議長

北崎議員。

○北崎議員

ありがとうございました。

もう一つ付け加えるであれば、男女のトイレが必要なのは、子どもたちが、3年生、4年生が社会科見学で、地域の公共施設とかで消防が必ず入ってます。新しい福津の消防署とか、そういうところも社会科見学と周りの子どもたちにも非常に憧れの存在、そのことが結果的にキャリア教育につながり、採用へともつながるんじゃないかなということなので、ぜひ今後も進めていただきたいと思います。

次に、2項目目です。先ほど言いましたように、宗像地区消防本部庁舎等検討委員会の組織図で、こういう流れで今進められていくってそういうふうに答弁されました。下からいくとワーキングチームですね、そして消防本部の検討委員会。これが私の考えでいうと現場の意見を大事にするっていうところだと思います。そして実際的に、財政面ということで、最終的には検討委員会、1番上のところで決定されるということになると思うんですけど。この中に特に、私が大切にしていただきたいのは、やはり現場主義であります。現場の声をしっかりとですね、この建て替えの選定については、検討していただかなければいけないんじゃないかなと思ってます。以前の安部議員それから石松和敏元議員の議事録を読ませていただきました。令和7年度まで緊急防災・減災事業債があるので、それまでにやっぱり立地ですね。土地の選定とかそういうのは決めなきゃじやなかろうかというご意見もあるようですが。私自身は、急いで事を進めるのではなく、特にこの現場の声を最大限に生かされた立地選定であって、選定された評価については特に公平性それから利便性、透明性などを十分検討されて決定していただきたいと思いますが、そこのあたり再度ご答弁よろしくお願ひいたします。

○高山議長

高山事務局長。

○高山事務局長

本日お配りしております検討委員会組織図をご覧いただけますでしょうか。

消防庁舎の更新につきましては、平成30年度に宗像地区消防本部庁舎等検討委員会を立ち上げ、各会議で、庁舎更新の在り方を検討してまいりました。

この検討委員会は、消防職員の意見を広く拾うためのワーキングチーム、ワーキングチームからの意見を消防部門の管理監督者で検討を行うための課長級職員で構成する検討会、事業の技術的な面を検討するための両構成市関係課長・係長と消防の係長で構成する幹事会ワーキングチーム、次いで、上がってきた意見を主に財政、危機管理面から検討を行う両構成市関係課長と事務組合で構成する幹事会、そして最終的な決定を行うための正副組合長、両構成市企画財政部長、消防長、事務局長で構成する委員会で組織されております。

福津消防署の移転建て替え事業におきましては、消防内部の検討委員会から上位の組織に方針案を上げていくという流れで方針決定を行ってまいりました。宗像地区消防本部の移転建て替え事業におきましても、同じ手順を踏んで事業を進めていくこととなります。

○高山議長

北崎議員。

○北崎議員

ありがとうございました。

私がちょっと懸念するっていうか、以前の福津署の決定をしたときに、一度立地した場所が洪水というかハザードマップにかかるのでということで方向転換がありました。僕は、決定するからにはやっぱり慎重にっていうかスケジュールをある程度決めなければいけないけど、そういうこともしっかり検討された上でしなければいけないということなので、このことがとても大事なことではないかなと思ってます。

選定にあたっては、先ほど言いましたように、急がなければいけないところは確かにありますけど、そういうこともしっかり加味しながら進めなければいけないと、やはり1番下のワーキングチームですね、そこに書いてある言葉が私は非常に大切だと。「若手職員に協議、検討する機会を与える」とあります。多分、若い職員の方はやはり自分たちの職場として、どのような動線でいち早く現場に駆けつけるのかと、そういうようなこともしっかり念頭に入れながらこれは多分お話をされてるんじゃないかなと思っています。その声を1番大切にしていただきたい。

そして、最後になりますけど、この現場の最高責任者として今年の春退職される牧消防長に、新福津署や消防本部の建て替えなどを通して、本来だったら自分が入るっていうことにはならないかもしれませんんですけど、後輩に対してどのような思いをお持ちなのかお聞かせください。

○高山議長

牧消防長。

○牧消防長

消防長の牧です。よろしくお願ひいたします。

昨年度より2年間、消防長の職を務めさせていただいております。その間、宗像地区事務組合議会議員の皆様には、ご支援ご協力いただき、大変お世話になり、また、事務組合組合長及び副組合長の助言を得まして、住民からの期待に沿うべく、消防本部の安定した体制を維持することができました。ありがとうございます。そういう中、昨年は、能登半島地震をはじめ、南海トラフ地震臨時情報が発表された宮崎県日向灘沖の地震など、多くの地震が発生しております。また、毎年のように全国各地で大雨被害も発生しており、いつ何時、甚大な被害が予想される災害が発生してもおかしくない状況が続いております。

この宗像地区におきましても例外でなく、管内の安全安心のための万全の体制を整えていく必要がございます。その中でまず大切なものが、人材の確保と育成であると考えております。職員の処遇改善や職員が勤務しやすい場所を整えつつ、人材の確保と育成に努めてまいりたいと考えています。

また、地震、大雨などの大規模災害が発生した場合でも消防庁舎というのは、本来の機能を維持しなければなりません。そのためには、大規模な災害にも耐えることのできる設備が整った庁舎が必要であり、なるべく早い時期に庁舎が完成するように事業を進めていきたいと考えています。その上でこの考えは、消防本部内でも共有していきたいと考えております。

○高山議長

北崎議員。

○北崎議員

ありがとうございました。

私も思うんですけど消防職員には、私も学校の教師をしてたときもそうなんんですけど、やはり研修ですね、勉強しなければどんどん取り残される。そして、さらに消防職員の場合は訓練、もうこの2つがセットだと思ってます。そのためには、時代の新しい消防のスタイル、例えばロボットで消火するとかドローンを使うとかいろんな新しいものが、今、対応が迫られると思いますので、そういう研修もしっかりとしていただき、なおかつ、その間、現場もしっかりと人材を確保していただいて対応できると。そういう意味でやっぱり人材の確保というのがとても大事なので、そのことを要望とさせていただいて。

新しい消防本部ができ上がり、また、福津の消防署ができ上がって、地域の皆さん方の人命をいち早く助けられる、そういうような事務組合の活動ができるることを要望といたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○高山議長

これで、北崎議員の一般質問を終了します。

ここで休憩とします。再開は午前11時5分とします。

(休 憇)

○高山議長

議会を再開し、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、8番 戸田議員の一般質問を行いますが、事前に資料配布の申し出がありましたので、関係資料を配布します。暫時休憩といたします。

(休 憩)

○高山議長

議会を再開し、一般質問を行います。

次に8番 戸田議員の一般質問を許します。戸田議員。

○戸田議員

よろしくお願ひいたします。議席番号8番 戸田進一です。

発言通告に基づきまして、消防事業について、消防力強化及び消防職員の処遇改善等について、質問をいたします。

消防職員は24時間365日、昼夜分かたず、消防力、救急医療の業務などに従事しています。さらに、近年は、大規模な自然災害などが頻発しており、市民の消防・防災意識の高まりとともに「安全安心な地域を」との期待と願いは高まっています。そんな市民の願いに応えうる消防力整備、また、消防力を支える消防職員の配置・処遇改善を図ることは極めて重要だと考えています。その考えに基づきまして、以下について見解を伺います。

1) 「宗像地区消防本部の消防力整備計画」10箇年計画になりますが、中間検証をされてますがその評価及びそれを受けた今後の方針。細かくは、

- ・「基本方針のアウトカム指標」
- ・消防組織、消防施設、消防機材関連
- ・消防体制（職員の定数管理や職員研修・教育訓練）及び救急体制
- ・防火体制

こういうことについてお伺いします。

2) 消防職員の処遇改善であります。

時間外勤務、休日出勤、年休取得、夜間勤務、無賃金拘束時間、女性職員の対応等についてお伺いします。

それで、資料配布ありがとうございます。資料、少しだけご説明させていただきます。

宗像地区事務組合の各年度の決算書及びFIRE REPORTから数字を拾ってですね、2011年度から2023年（令和5年度）までの数字を落としています。令和6年度は決算がまだですので空白になってしまいます。1番上が職員数の実数、それぞれ各年度の4月1日の職員数ということで、FIRE REPORTから拾いました。職員数も警防要員、現場要員といえばいいんでしょうか、と本部要員に分けて合計ということです。あとは時間外手当とか、このあたりは決算書から金額ベースで拾いました。そして、総職員数で割って職員一人あたりどのぐらいの金額になってるかということをご覧いただければいいと思います。下から2段目の出火件数、それから救急出動件数、これはFIRE REPORTから拾いまして、これも職員一人あたりに落としたらどんな比率になるかということで数値を私の方で出してみました。1番右の「2023年/2011年対比」というのは、2011年から2023年の間に職員数ト

一タルでいうと合計で 1.07 倍増えましたよと、そういう意味合いで数字として、見ていただければと思います。これは後で、この表を使いながら一般質問します。よろしくお願ひいたします。

○高山議長

戸田議員の質問に対し、執行部の答弁を求めます。牧消防長。

○牧消防長

まず最初に私のほうからお答えをさせていただきます。

消防力整備計画の中間検証は、前期、平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間の成果と評価を実施いたしました。今後の方針につきましては、令和 5 年第 3 回議員連絡会にて、ご報告いたしました宗像地区消防本部消防力整備計画で方針を定め、実施しております。

また、消防力整備計画の後期 5 年は令和 4 年から令和 8 年までですので、検証と評価を令和 7 年から実施いたします。

詳細内容につきましては、担当課長のほうから答弁いたします。

○高山議長

吉武消防総務課長。

○吉武消防総務課長

それでは 1 点前の詳細と 2 点目について私のほうから答弁させていただきます。

まず、基本方針のアウトカム指標の中間検証結果からお答えいたします。基本方針のアウトカム指標は実現を目指す七つを設定しております。一つ目、「火災による死者数」は、目標ゼロに対し結果 0.6 人でした。平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間で死者 3 名です。二つ目の「年間火災件数」は、目標 34 件に対し、39.6 件でした。5 年間で火災件数 198 件でございます。三つ目、「放火の件数割合」につきましては、目標 4%に対し、結果 5%でございました。5 年間の火災 198 件中放火 10 件でございます。四つ目の「心肺停止者の救命率」は、目標値 13%に対し、結果 11.6%でございます。五つ目の「救急自動車の現場到着所要時間」につきましては、目標 8.3 分に対し、結果 9.1 分でした。六つ目の「救急患者の病院収容所要時間」は、目標 31.7 分に対し、結果 34.3 分でした。最後に七つ目の「基準違反等の是正割合」につきましては、目標 2.5%に対し、結果 3.3%でした。以上が、7 つの検証結果でございます。

次に、消防組織、消防施設、消防資器材関連についてでございます。消防組織につきましては、平成 30 年に実施した機構改革の検証を現在実施するとともに、基本方針のアウトカム指標の検証結果及び働き方改革推進の観点からも課題を抽出した上で、組織機構の見直しを現在図っている途中でございます。具体的には、条例定数の見直し、予防体制の見直し、救急出動体制の見直しが大きなポイントとなっております。消防施設につきましては、庁舎の移転建て替え、長寿命化等に現在取り組んでおり、消防車両につきましては、消防力の整備指針に基づき、充足されている状況でございます。資機材におきましても、省令で定められている必要資機材は整備されている状況であり、各種資機材の更新計画を定め、更新及び定期点検を適切に実施しております。

次に、消防体制（職員の定員管理や職員研修・教育訓練）及び救急体制についてでございます。定員管理については、宗像地区消防本部が効率的かつ効果的な消防行政を推進するための職員規模

を「消防力の整備指針」を参考に再検討し、条例定数の見直しを検討しております。また、職員研修・教育訓練につきましては、現段階では消防の専門的な研修だけではなく、行政の視点を身につけるため、両市が実施する職員研修へ参加するとともに、今後は、警防、予防、救急、総務の各部署における内部研修を階層別や年次別で実施することを検討しております。さらに、先進消防本部や構成市、県への派遣を継続的に実施する体制を整えております。

次に、防火対策でございます。防火対策につきましては、住宅用火災警報器の設置率調査のみならず、住宅用火災警報器の実設置戸数を増加するため、国等が主催する配布事業に応募するとともに、関係団体からの寄附を受けるなど、配布事業に注力しております。広報紙等による広報活動、各コミュニティ協議会、郷づくり等、地域とのさらなる連携を図り、地域住民の防火意識の高揚を図り、安心安全な暮らしの確保を目指し、住宅防火対策としての火災の早期発見、死傷者ゼロを目指し、住宅用火災警報器の設置促進、放火火災の発生抑止に向け、地域ぐるみで「放火されない環境づくり」に取り組み、火災の減少に引き続き取り組んでまいります。

最後に、消防職員の処遇改善についてでございます。時間外勤務につきましては、火災、救急等災害に左右されますが、令和6年は前年と比較しますと減少しており、職員1人あたり月10.2時間、年間122.8時間となっております。休日出勤につきましても、コロナの影響を受け、職員確保困難であった前年と比較しても、令和6年は減少しております。年休取得につきましては、目標値であります15日を超えると、令和6年は17日となっております。夜間勤務につきましては、正規の勤務時間に割り振られている夜間通信業務となります。これには、夜間勤務手当及び夜間特殊勤務手当を支給し、増減はございません。無賃金拘束時間につきましては、夜間の仮眠時間の取扱いについてとなりますが、平成15年11月1日付け総務省消防庁の通知により、消防職員の交代制勤務時における仮眠時間については、休憩時間にあたるものとされています。女性職員の対応につきましては、消防本部庁舎にしかなかった洗面所、トイレ、浴室、休憩室、仮眠室等の女性用施設を新しい福津消防庁舎にも整備するなど対応しております。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

細かいご説明ありがとうございました。

繰り返しといいますか、押さえたいところで、国の消防組織法第4条では、消防庁は国民の生命身体及び財産の保護を図ることを任務とすると。そして、その第4条第2項第14号で、その任務を達成するために消防に必要な人員及び施設の基準に関する事項をつかさどるとして消防庁が消防力の整備指針を定めています。この指針に基づいて、市町村の消防力の点検ということで、宗像地区事務組合で、2017年11月に10箇年計画で宗像地区消防力整備計画を策定しているというのが今の状態であります。

この消防力整備計画を見ますと、三つの基本方針が設定されてまして、七つの目標と。この三つの基本方針に26の個別施策が紐づけされてるというような、そういう作りになっています。

それで、今回の質問なんですかけれども次の順番でしていきたいと思います。

1番目は、もうやりとりしてますが、本組合の消防力整備計画の全体的な到達点ですね。今、説明いただいてますが。第2が消防施設や車両のこと、第3が職員の定員や教育研修、第4は職員の労

働条件改善と。この順番でやっていきたいと思います。

まず第1に、本組合の消防力整備計画の全体的な到達点です。今、7つの目標値ごとに細かくご説明をいただきました。ご説明いただいた数値は、ご説明がありましたように2017年から2021年の平均値を書いてあるということ。それで私、さらに、まだこの数値に入ってない直近の2023年の数値がどうなのかということを少し見てみました。そうしますと、火災による死者数というのは、先ほどのご説明では平均値0.6人だったんですが、直近でいうと残念ながら2人と。それから火災件数も39.6件というご説明でしたが、直近の数字2023年は44件。それと、放火件数割合5%というご説明でしたが、残念ながら直近は、恐らく放火疑いも含めますので、比率でいいますと、たしか11.3%っていうのがFIRE REPORTに書いてたと思います。いずれも直近のほうが高くなっているという傾向があります。ただ反面、目標値で救急自動車の現場到着所要時間、目標8.3分ということで、これも少しまだ目標に遠いということだったんですけど。これはコロナのいろんな影響もありまして、非常にいい傾向で今、短縮されてるというのも見てとれます。具体的にいって2023年が9.0分で、2024年は8.9分と、目標にあとちょっとというところまで來てる項目もあります。

それでちょっとお伺いしたいんですが。ただ全体として、中間検証結果を見ると、残念ですけども、当初設定した目標に7項目とも到達していないというのが現状なんですね。それで、いろいろ原因とか理由がありますが、特にこの7項目の中で遅れている項目がどれで、目標達成のための重点的な課題はこういうふうに捉えてますというふうにちょっとその辺の見解をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○高山議長

吉武消防総務課長。

○吉武消防総務課長

それでは中間検証結果について未達成の指標についてどう考えているかというところでございますが、前期の検証において達成できなかった部分につきましては、今後、消防力の整備計画に記載の施策及び実施事業をさらに推進することで達成率が上昇すると見込んでおります。

火災につきましては、火災による死者数をゼロに達成するために、整備計画における施策体系5「防火体制の強化」を推進しており、管内の発生状況を考慮した上で、住宅防火対策に重点を置き、具体的には住宅用火災警報器設置促進の強化、地域に密着した防火思想の普及啓発に取り組んでおります。

救急につきましては、施策体系4「救急体制の強化」を推進しております。具体的には、バイスタンダーやファーストレスポンダーの養成、救急車適正利用の普及啓発等の事業に重点を置き取り組んでおります。バイスタンダーとファーストレスポンダーについての言葉の説明をさせていただきます。バイスタンダーとは日本語で「そばに居合わせた人」という意味であり、救急現場に居合わせた発見者や家族のことでございます。また、ファーストレスポンダーとは日本語で「早期に対応する人」という意味でございまして、心肺停止やその疑いがある救急現場に消防本部からの電話やメールでの要請を受けて駆けつけ、応急手当を行う市民のことです。

現在当消防本部では、早期に救急隊が到着することができない離島の大島と地島で実施しており、令和6年12月31日現在で、38名の方がファーストレスポンダーに認定登録されております。以上でございます。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

第1答弁でもどう課題を捉えるかっていうことで三つに整理してご説明いただきました。

一つは条例定数の問題、二つ目が予防体制の問題、火災なんかにかなり深く関わってるのかなと。三つ目が救急体制ということで、どれも条例定数といろんなものが絡み合ってされてると。

今のご説明でそういう課題について具体的に整備計画の後半部分でこういうふうに設定してるっていうご説明をいただきました。全体の課題のところについては、三つということでよく分かりました。

それで、次の質問なんすけども。消防施設とか車両、消防機材関係なんですね。FIRE REPORTを見ますと今の状況で必要な算定台数は21台というふうに大体出てるんですが、それに対して配置している車両が21台と。数字上は100%充足してるという見方で計画どおりに進んでるなっていうふうに私は捉えています。この計画の最終年度2026年度までに、あと車両の追加は、指揮車1台増車のみというところまで來るんだなどというのはよく分かります。それでお伺いしたいんですが、こういう今後の消防施設とか車両とか消防機材関連、ハード部分って言っていいんですかね、本署の建て替え等の課題もありますが、やはりこの分野での中心的な課題は何でしょうか。

○高山議長

神谷警防課長。

○神谷警防課長

警防課長の神谷です。よろしくお願いします。

車両更新及び資機材の更新状況につきましては、現在のところ問題なく進んでおります。以上です。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

今後のところで中心的な課題は何だろうっていうことなんで、私自身も特にこの整備計画見ますと、機材の更新っていうのがね、計画的にやらなければいけないなっていうことを結構機材もいろいろ高価なものもあるんで、その部分と、さっきから他の議員も一般質問で出ますけども、本署の建て替えをどうするのかっていうのが、何か大きなポイントかなっていうふうに捉えてます。

それでこの消防力の整備計画に書かれているんですけども、出動から放水までの時間が6.5分を超えると延焼率が高まるんで、それまでに現場に到着して放水できるようにしたいということが書いています。

そこでちょっとお伺いしたいんですが、当然検討に入ってると思うんですけど、宗像本署の建て替えは令和7年度末までに候補地を一定程度決めるみたいな流れで動いてるんですけども、この計

画見ますとやっぱり 6.5 分という目標が、各出張所で違うんです、時間が。例えば、赤間出張所管内では現在 8 分ぐらいかかると。それから、津屋崎・玄海出張所管内では 10 分ぐらいかかるというような、整備計画に書いてるんですが。本署の建て替えは当然その辺も踏まえて、然るべき場所が決まると思うんですけども、そういう短縮の効果も考えながら進めてるという理解でよろしいでしょうか。

○高山議長

牧消防長。

○牧消防長

各署所の配置場所に伴いまして各現場の到着時間、若干のやっぱりずれは出てくると思います。その上で、今後の庁舎の建設場所を含めて、以前、適正配置というところで委託してその回答も得てますので、その辺を参考に今後も検討はしていきたいというふうに思っております。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

次に消防の水利について、お伺いします。

2024 年度の実績値は FIRE REPORT に書いてますけど、消火栓が 1,745、防火水槽が 698 基となっています。この消防水利の耐震性についてちょっとお伺いしたいんですね。消防庁の何か検討会議が取りまとめてまして、やはり大規模な地震が発生しても消火栓が損傷しても給水ができるよう、耐震性を有する消防水利をちゃんと配置しなさいということと、そのことを構成市とともに協議する仕組みをつくることが重要であるというような取りまとめをしてるんですが。まず、耐震性の状況なんかの把握状況についてはどうなってるでしょうか。

○高山議長

吉武総務課長。

○吉武消防総務課長

それでは消防水利の設置についてでございますけども、設置につきましては構成市となりますので、設置状況のところについては、答弁を差し控えたいと思います。

ただ、設置状況や基数、それから火災時使用できるかの調査は定期的に行っておりまして、調査結果については、両市のほうに報告して情報を共有するようにしております。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

それぞれ共有しながら進めているというふうに理解しました。

それで次は、職員の定員の問題なんかについて、移りたいと思います。

2024年4月1日現在の消防力の状況なんですが、警防要員の、私の出してる表は実際の実数なんですけども、それでお伺いしたいのは、警防要員の必要な算定人数という言い方でいいんですね、算定人数と現有人数、現有人数は私の示してある表で115名になりますけども、算定人数っていうのは何名でしょうか。

○高山議長

吉武消防総務課長。

○吉武消防総務課長

警防要員に対する人員の算定人数については、整備計画の中では144名としております。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

144名っていうことなんで。そうなってきますと、消防庁の指針に基づくと144名で、実数は115名で、その差が29名不足という言い方が正しいか分かりませんが、算定に対しては少ないよということなんですね。当然この算定するときに消防庁の指針で、救急車は3人乗車を基本とするとかポンプ車は5人乗車を基本とするとかいう定めに基づいて算定されてるんじゃないかなと思うんですけど、それに基づいて算定をして積み上げて、144を出したという理解でよろしいでしょうか。

○高山議長

牧消防長。

○牧消防長

消防庁の算定指針ということで消防力の整備指針のことかと思いますけども、この整備指針は各消防本部が目標とすべき消防力の整備水準を示すものでありますけども、また、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することとなっております。そのことから、宗像地区管内の災害発生状況やその他の情勢を考慮して必要な人員を確保していきたいと考えております。

令和5年4月には、先ほども説明しておりましたけども、定年延長に伴い条例定数を154人に増員改正しているところですが。今後は災害対応力の強化のため、消防団との連携をさらに強化し、また、DXの推進により消防防災力の拡充、強化を図りながら、救急需要の拡大への対応、育児休暇、介護休暇等の取得等、より充実した災害対応のための人員配置などを考慮して、より効果的かつ適切な定員管理を図っていきたいと考えております。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

消防庁の指針については今消防長がおっしゃったように、地域の実情に即してということも当然入ってるんですが。私が最初にお伺いしてご答弁を頂いた7つの目標の上から3番目の問題で、火災に関する死者とか発生件数だとか放火って、これはおそらく本部の予防要員さんのお仕事、役割だと思うんですよね。やっぱりいろんな原因がありますから、あれなんですけども、現実的に見てみると、本部の予防要員の算定数が22名で今5名というようなこういう実態もあるので、どうしても人数がもう少し充足をすれば、七つの目標の三つ目のところも少しこれは前進、改善できるんじゃないかというふうに思ってて。お伺いしたいんですが、間違いなく火災等については、予防要員さんの役割が負うところが大きいというふうな理解でよろしいでしょうか。

○高山議長

牧消防長。

○牧消防長

放火の件数の要因ですけども、今言われましたように、予防要員の関係性は多少なりともあると思っております。ただそれに限らず、各警防要員、隔日勤務者、各災害対応をしている職員含めて全職員で対応すべき事案というふうに思っております。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

私も2年前の一般質問でこういう消防のことを質問させていただいたときに、やはり全職員で警防だとか本部とかかわらず全職員で対応をとっているっていうお話を聞きましたし、現実そのようにされてるんだだと思いますが、やはり実際の地域の実情とはいえ、こういう算定数があって、それに対して人員のこの落差が大きいともうちょっと充実が必要じゃないかと。予防要員につきまして第1答弁でも出ましたけども、住宅用の火災報知器の設置目標なんかですね。現状は今90%ですが実績が75とか、そういうところのお仕事もかなり予防要員の負うところが大きいんじゃないかなというふうに考えて今回質問をさせていただいている。

今全体として消防庁の指針に基づく算定人数と、今、現実の宗像地区の現有人員のこの差についてちょっと見てみました。

それで次は、質問の最後になりますが、消防職員の労働条件とか待遇改善についてちょっとお伺いしたいと思います。やはり高い専門性を生かして活躍するためには当然のことながら働きやすい職場環境、待遇改善が大切であるのは当然であります。それで第1答弁で、令和6年度の消防職員の平均一人あたり残業時間は、一人あたり月あたり10.2時間で、令和5年度よりも減少しているという答弁でした。

ただ私が提出させていただいた表をご覧いただきたいんですが、2011年度と2023年度を比べますと、単純な数値の比較で申し訳ないんですけど、職員は1.07倍しか増えてませんよと、トータルですね。そしてそれに対して時間外手当、これ金額ベースなんですが、一人あたりでいうと1.77と。だから、ベースアップがどのくらいだったかっていうのは関わってくると思うんですがこんなにベースアップはほとんどないんで、それだけ長いスパンで見ると残業時間がやっぱり増加傾向と

いうふうにちょっと感じてるんですが、その辺についてのご見解はいかがでしょうか。

○高山議長

吉武消防総務課長。

○吉武消防総務課長

それではお答えいたします。時間外勤務手当につきましては、確かに金額が増えておりますが、この時間外につきましては、先ほど答弁しましたとおり火災とか救急出動、災害に左右される部分でございます。それを見ますと救急出動件数が単純に1.4倍、給与のベースアップが大体1.2倍、コンマ2ぐらいになっております。合わせると大体1.7倍ぐらいになりますので、職員一人あたりの1.7倍のこの数字になるのではないかと検証しております。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

今のご答弁でいうと一人あたりがそう増えてるというふうには見てないよということだと思うんです。それで、今のご答弁でも出ましたけども、本当に救急出動の件数と残業時間って当然のことながら相関関係になってると思うんです。これを見ても明らかに2023年は7,527件です。それに応じて時間外手当も膨らむと。逆に、コロナの時期の2020年出動件数5,832件、これに応じて時間外も減少するという関係になってます。

それで、もう一つお伺いしたいんですが、救急出動と残業の関係が相関関係といいますか、動くということになると、職員全員でされてると思うんですが、救急出動に関わる職員のところで、少し時間が多くなってるとかそういう実態はございませんでしょうか。

○高山議長

牧消防長。

○牧消防長

救急件数におきましては資料のとおり平成23年から6年比較で1.42倍ということで、その分全体の時間外も増えております。ただ、平成23年当時は救急隊としては4隊で活動しておりました。現在は6隊ということで、あくまでも平均になりますけども、救急隊一つの単位で出動する件数としましては、大きく変化はないということで。全体合計すれば、隊が増えている以上、救急の時間外は増えているというふうに解釈しております。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

今職員一人だとか1隊あたりで見ると、隊が増えてる分そんなに負荷がかかってないよという見

方でいいのかなということのご答弁でした。それで、その部分について後でまたちょっと質問させていただきたいんですけど。

次に、2部制の勤務体制についてです。私が出したこの表で見ますと、2014年から3部制から2部制に切り替えてます。これが一つの節目だと思うんですけども、2部制っていうのは24時間勤務されて、次休んで、24時間勤務、を基本としている体制なんですけど。一人ひとりの職員を見ますと大体週あたり、単純な言い方しますけど、週あたりおおむね職場での拘束時間が60時間ぐらいと。そして大体1サイクルは、朝8時半に出勤をして翌朝の8時半までの24時間拘束というやり方で。先ほどご説明いただきましたけどその24時間のうちに昼の45分の休憩と夕食の45分の休憩、そして22時から翌朝の5時までが仮眠と。休息と仮眠を合わせると8時間30分なんですね。この8時間30分の間に救急の出動がなければ、この部分が要するに無給というのが考え方だと思うんです。

そうはいっても、家庭にいるのと違いますので、様々な社会的な交際とか活動の制約っていうのは本当にうけてて大変だなっていうふうに私は思っています。だから、本来でいうとこういう拘束時間も賃金として支払われるべきものではないかという指摘も出てるんですよね。これについてのちょっとご見解を。先ほど、第1答弁でも少しご答弁いただいたと思うんですが、ご見解をお願いいたします。

○高山議長

吉武消防総務課長。

○吉武消防総務課長

先ほどと同じような答弁でございますが、平成15年11月11日付けの総務省消防庁の通知により消防職員の交代制勤務における仮眠時間については、休憩時間にあたるものとされてますので、それに基づき勤務しております。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

国際的な話をして申し訳ないんですけど、国際労働機関（ILO）では消防職員の雇用と労働条件に関する合同会議というのがあります。そこで一定の結論を出してるのは、もうこういう待機する時間についても全て支払われるべきものと結論づけてるということで。今もう、うなずいていらっしゃるんでご承知だと思うんですけども。

それで、ちょっとお伺いしたいんですが。やっぱりこういう時間も、工夫はされてると思うんですけど、深夜勤務の回数を一人一人の職員にとって回数の制限をしてみたりとか拘束手当支給なんかのやっぱり改善というか、そういう検討はぜひしたらどうかなというふうに思っているのですが、ご答弁お願いします。

○高山議長

牧消防長。

○牧消防長

深夜の仮眠時間の負担を少しでも軽減できればというお話かと思いますけども。現在、救急が右肩上がりで増えてる中で、やはり一部の隊については深夜の仮眠時間に連続して勤務する場合もあって負担が大きくなっています。その対応としまして、当本部では今、回数や時間を決めて、連続出動となった場合は、意図的に隊の入れ替え等をして十分な休養がとれるように対応しております。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

一人ひとりの隊員に負担がかからないような、連続出動を避けるような工夫をされてるということ。その部分をですね、やはり負担がかからないようなやり方を引き続き強めていただきたいというふうに思います。

それで、先ほどのやりとりで、残業の話もちょっとしましたけども。実はこの整備計画の概要版に、こういう記述があったんで、私ちょっと気になってこの質問をしたんですけど。このように書いてるんです。整備計画概要版の6ページに次のような記述になってます。「職員定数については消防庁が示している「消防力の整備指針」に見合った増員が図られず、例えば、消防車両の乗車人員については、整備指針の数値に満たない人数で運用するなど厳しい部隊運用形態が続いている。」さらに、こんな記述もあるんです。「職員の増強を最小限に抑制した組織でも増大する消防需要等に対応できるように2014年に消防活動を指揮する指揮隊の配置をはじめ、交替制勤務を3部制から2部制へ変更するなど、組織改編による任務分担の明確を図り」という、こういう記述があったの、やっぱり前半ご紹介しました中身でいうと、かなりこう、いろいろ努力されてですね、まさに書いてることは厳しい部隊運用という理解をしたんで、ちょっと今回。質問に取り上げたんですが。この厳しい部隊運用というところをもう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

○高山議長

吉武消防総務課長。

○吉武消防総務課長

先ほどの答弁の中ではございましたけども、検証してですね。消防組織のところでお答えしたとおり、現在の働き方改革とか組織の見直し、平成30年にした機構改革の見直しをしております。

現在増員等、条例定数154名までの採用と、さらに現在見直しを検討してるところでございます。具体的な消防隊員の数ということでございましたけど、現在3名としているところを4名にしたいと今現在検討中でございますが、これについては現在検討中でございますので、まだ次の指標のところではお示しすることができるのかなと考えております。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

いろいろ時間外についてもいろんな工夫をされてるということなんですが、この整備計画の6ページの記述で私読みながら、やっぱり厳しく、本当、救急出動なんかどんどん増えたり、いつ発生するかわかんないような状態の中で、本当に大変な中でぎりぎりの人数でされてるんだろうなというふうに私は思っています。

先ほども最初に言いました火事の件数の問題なんかについても、予防要員が算定22で5だとかいう差もあるというようなことを踏まえてですね。やっぱりこの整備計画をきちんと進めるためには、全体的な人員の増が必要じゃないかというふうに私は思っています。

宗像地区事務組合の定数条例では、消防機関の職員は154名と。先ほど言いましたけど、定数は154名ということです。それで、消防庁の指針の人数では195名、宗像地区事務組合の定数条例では154名。そして、現有が、これ令和6年の4月1日の人数を持ってきてるんですが、143名というのが今の実態なんですよね。そういう理解、そこの数字はそういうことの捉え方で間違いございませんでしょうか。

○高山議長

牧消防長。

○牧消防長

算定数と現有人員の関係としてはおっしゃるとおりです。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

それでこれからは、私の提案になるかと思うんですが、人を増やすっていうのは、構成市の負担金、財政の問題とか様々な問題があるんですけども、もうほかの方もおっしゃりますけど、消防っていうのがどれだけ市民にとって大切なことかと、命や身体や財産を守る大切なところだと、私も本当に思ってるんです。だからここの充実をしっかり図ることが必要だなと思っています。国の消防庁が定めた指針195名をいきなりっていうことは、なかなか言いづらいにせよ、それを目指しながら今現状の定数154名というのをやはり拡大するというか、拡充することが必要だと私は考えているんですが、これについてのご見解をお伺いします。

○高山議長

牧消防長。

○牧消防長

当本部の職員数ですけども、先ほども言いましたように地域の実情に即した適切な体制ということで、災害状況、その他の情勢を考慮しながら必要な人員を確保したいと思っております。

そういう意味では、救急件数も今右肩上がりで増えておりますけども、全国平均からします

と、救急件数、宗像地区は若干まだ少ない件数であります。ただ今後、今まで以上に救急件数が上がっていくと、例えば今、救急隊6隊のうちに兼務隊を4隊にしておりますけども、その隊を専任隊等、そういったところでご提案あるような人員増も考えていきたいというふうに思っております。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

人員増も考えていきたいということで。最初の七つの目標で課題をお伺いしたときに定数条例が一つ目、二つ目が予防、そして三つ目が救急体制っていいましたんで。まさに人員については増やす前提でっていうことじゃなくて、今の消防長もおっしゃったように地域の実情に応じてどうするのかっていう検討は課題として捉えてて、これからやっていきますよという理解をしました。そういう理解でよろしいでしょうか。

○高山議長

牧消防長。

○牧消防長

今後に向けましては、先ほど言いましたように管内の災害体制等、情勢を判断しながら考えていきたいと思っております。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

課題として挙げてますので、もう検討に入られてると思うんですが、令和7年度中ぐらいに定数条例の改正みたいのがね。具体的なスピード感、そんなスピード感で進められるといいのかなと思っています。

最後に、組合長にちょっとお伺いをしたいと思います。今、消防力をどう整備していくのか、強化するのか、ということでやりとりをさせていただきました。これは私が見たところぎりぎりの数字でやっぱり、精いっぱいね、回してるというふうに思ってます。定数条例の改正も三つの課題のうちの一つというふうに捉えております。組合長のところもそこの人員なんかについて、組合長としてこのように考えているというようなご見解をちょっとお伺いしたいと思います。お願いします。

○高山議長

伊豆組合長。

○伊豆組合長

消防の人員配置を今議員がおっしゃるように 190 人整備できれば、それは非常に消防隊の皆さん方の負荷を減らすことで望ましいとは思いますが、その 190 人にするためには、両構成市からの負担金がかなり上がることになります。この広域行政の中で両市において、様々な重要な課題をしている中で、それぞれの分野でやれるところはやれるという範囲で進んでいかなければいけないと思っています。

そのために、両構成市としてはまず予防、火事が起こらないという火事の抑制のために消防団にかなりの注力をしておりますし、消防団と消防署の技術的な連携にも強化しております。そして、何より出動件数が多いという中には、本来救急車を呼ばなくても対処できるような案件についても安易に救急車の出動を要望している市民側の姿もあります。救急車を呼ぶ前に、リモートとかのやりとりで、これは本当に消防が出動しなきゃいけないかどうかというようなそういう市民の啓蒙活動も高めていきたいというふうに思っておりますし、DX 等の活用によって、より広域で有効的な消防車並びに救急車の出動等をやっていくというような研究も進めいかざるを得ないと思います。

この先どんな災害が起こるか分かりませんが、ある意味人口減少という中で、消防署の職員を一度採用するとその人たちを途中で解雇することもできません。一番大切なのは何よりも防火に対する一般の人々の活動というか予防というか、そういうのを市民、そして、地域の皆さんたちと知恵を絞って地域防災、地域防火力をより高めていくことに、行政としては注力していきたいというふうに思っています。

○高山議長

戸田議員。

○戸田議員

ご答弁ありがとうございました。ただ私はいきなり 195 名をということじゃなくて、それを目指しつつ、今の状況を踏まえてきちんと定数のね、検討課題としてやってほしいということです。整備計画の推進及び職員の待遇改善、これを願いながら私の一般質問を終わります。

○高山議長

これで戸田議員の一般質問を終了します。

ここで休憩とします。再開は午後 1 時とします。

(休憩)

○高山議長

議会を再開し、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、2 番 井手口議員の質問を許します。井手口議員。

○井手口議員

お昼の眠くなる時間でございますが、眠くならないように一般質問をさせていただきます。

初めに、日本 AED 財団によりますと心臓が原因で突然心停止となる人は年間 9 万人、1 日に約

250人、6分に1人が心臓突然死で亡くなっていると言われております。その原因の多くは、心室細動と呼ばれる重篤な不整脈で、数秒で意識を失い、数分で脳をはじめ全身に大きなダメージを与えます。

救命には迅速な心肺蘇生と電気ショックが必要で、電気ショックが1分遅れると救命率は約10%ずつ低下すると言われております。119番通報から救急車が到着するまでの時間の全国平均は10分、当本部では9分であります。しかし、救急隊を待っているだけでは、救える命を救うことができません。突然の心停止を救うことができるるのは、その場に居合わせた市民であります。それを踏まえ、一般質問をさせていただきます。

2004年の法改正で、一般市民がAEDを使用することが可能となり、AEDは大きく普及をいたしました。これにより日本は世界有数のAED設置国となっておりますが、その活用においては諸外国に比べ大変低く、日本のAED使用率は4%台と低迷を続けております。多くの命を救うことができるAEDの活用をさらに推進するために、一層の環境整備が求められております。

本組合では、市民が広くAEDを使用できる環境を目指し、平成29年度より「むなかた・ふくつAEDステーション制度」を創設しております。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

- (1) AEDステーション登録事業所数とその推移について
- (2) 本組合が管理するAEDの台数について
- (3) AEDのメンテナンスについて
- (4) 救命活動に使用された実績について
- (5) AED活用促進にむけた今後の課題について
- (6) 使用時におけるプライバシー配慮への対策について

以上、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします

○高山議長

井手口議員の質問に対し、執行部の答弁を求めます。森崎救急課長。

○森崎救急課長

救急課長の森崎でございます。順次、私のほうからお答えします。

それでは、(1) AEDステーション登録事業所数とその推移についてお答えします。

まず初めに、登録事業所数は令和6年12月31日現在で宗像市内に161事業所、福津市内に81事業所が登録しております。また、全体的な登録事業所数の推移は平成29年の運用開始から39箇所増加し、7年後の令和6年には合計で242事業所が登録しております。

続きまして、(2) 本組合が管理するAEDの台数についてお答えします。

まず、むなかた・ふくつAEDステーションのうち24時間営業しているコンビニエンスストアに本組合がリース契約しているAEDを、現在、宗像市内に30店舗、福津市内に21店舗、計51店舗に設置させていただいております。これは、予備4台を含めた55台を5年間リース契約しており、管内に新規のコンビニエンスストアが開店した場合に設置依頼しているものでございます。このほか、本組合庁舎に1台、宗像地区急患センターに1台、5か所の消防署所に各1台、7台の救急車に各1台、4台の消防車に各1台設置し、計18台を管理しております。

続きまして、(3) AEDのメンテナンスについてお答えします。むなかた・ふくつAEDステーション登録事業所の認定要件におきまして、適正な維持管理と使用後の整備や消耗品の交換などを

含めまして、事業所の責任において整備する体制としております。なお、本組合が管理しておりますコンビニエンスストアと消防署所に設置しておりますAEDのメンテナンスにつきましては、リース契約の中で、24時間遠隔監視システムによる点検を実施し、管理しております。

続きまして、(4) 救命活動に使用された実績についてお答えします。これまでに、むなかた・ふくつAEDステーションのAEDが使用された実績は合計4件です。その内訳は、市民にAEDを貸し出した件数が3件、市民にAEDを貸し出し電気ショックまで行った件数が1件です。

続きまして、(5) AED活用促進に向けた今後の課題についてお答えします。本件につきましては、現在、五つの分類に分けて検討または事業を推進している状況でございます。

まず一つ目は、AED設置場所の広報についてです。宗像市及び福津市内のAED設置場所につきましては、宗像地区消防本部のホームページに掲載しておりますが、通信事業者の地図ソフトウェアと連携して市民が知りたいときにすぐスマートフォンなどで表示できる方策を検討しているところでございます。

二つ目は、AEDステーションの広報活動についてです。むなかた・ふくつAEDステーションの認知度を高めることを目的として、今年度、広報用ポスターを作成して各事業所に配布し、掲示する事業を行っております。広報用ポスターにつきましては2種類作成中で、一つは宗像地区消防本部の職員がデザインしたQRコード入りのポスターで、市民がQRコードを読み取りますとAEDの使用方法を説明する動画が流れるポスターとなっております。もう一つは、宗像市及び福津市の中学校の美術部にデザインを募集し、その中から選考してポスターを作成するものです。なお、応募された全てのポスターは3月上旬にイオンモール福津のご協力を得て、店舗内に掲示させていただく予定です。

三つ目は、AED貸出事業についてです。宗像地区消防本部では、宗像市及び福津市で開催される市民が多く参加するようなスポーツ競技、各種イベント、講習会等におきまして、その行事の主催者または団体に対し、本組合がリース契約しているAEDの貸し出しを行っております。本件は、コンビニエンスストア用でリースしている55台のうち予備4台を現在貸し出し用としているものです。なお、貸し出したものの、イベントなどの参加者がAEDの設置場所を知らないという課題がありましたので、今後は貸し出しをするときに借入者に対してAEDの設置場所を参加者にアナウンスしていただくよう周知し、本事業の効果を高めていきたいと考えております。

四つ目は、119番通報受信時の対応についてです。現在、宗像市及び福津市内から119番通報した場合は、福岡市消防局の福岡都市圏消防共同指令センターで受信しております。通報内容からAEDを使用する心肺蘇生法が必要と判断された場合は、指令システムの地図上に表示される発生場所付近のAED設置場所を案内する対応を行っております。

五つ目は、AEDの使用方法についての普及に関することです。市民に対するAED使用方法の普及啓発につきましては、現在、各種講習会を開催し、その中でAEDの使用方法に関する知識と技術を指導しております。

続きまして、本題の(6) AED使用時におけるプライバシー配慮への対策についてお答えします。現在、市民に対して実施している普通救命講習、上級救命講習におきまして、JRC蘇生ガイドライン2020対応の応急手当で講習テキストに基づいて指導を実施しております。具体的には、AEDを使用する場合は、傷病者の上半身の衣服を全て脱がせる必要はないということを指導しております。また、電極パッドを貼る位置に下着があった場合は、下着をずらして正しい位置にパッドを貼るとともに、その際、できる限り人目につくことがないように指導しております。

なお、宗像地区におきましては、令和6年12月31日までの間に普通救命講習又は上級救命講習を7万7,537人が受講されており、市民の約2人に1人が救命講習を受講していることになります。

○高山議長

井手口議員。

○井手口議員

それでは、順に質問させていただきます。

先ほどのAEDステーションの広報活動は大変すばらしいと思います。多くの中学生がこのAEDステーション制度のことを理解し、そしてそれをポスターにし、そしてその保護者及び多くの学校関係者が目にする、そしてイオンモールで掲示をする、市民に対しての広報活動、大変高く評価したいと思いますが、このポスターをどのぐらいの学生さんから応募いただくのかもう一度ご答弁いただきます。お願いします。

○高山議長

森崎救急課長。

○森崎救急課長

既に応募のほうは進んでおりまして、宗像市内及び福津市内の中学校の美術部、四つの部活動のほうからご協力をいただきまして、現在35枚のポスターが集まっている状況でございます。以上でございます。

○高山議長

井手口議員。

○井手口議員

35枚のポスターが集まると、本当にすばらしい取り組みだと思います。

続きまして、AEDの台数のことについてお尋ねいたします。24時間営業のコンビニ等に配置をしていただいているけれども、この中で設置を望まない店舗もしくは事業者などがありましたでしょうか。もしありましたら、どういったご理由で望まないとおっしゃっておられるのか教えてください。

○高山議長

森崎救急課長。

○森崎救急課長

登録を望まない事業所の有無とその理由についてお答えします。むなかた・ふくつAEDステーションの運用開始当初は、AEDを設置している事業所の中に設置場所のセキュリティに関する理由で、登録を望まない事業所もございましたが、今後も本組合から未登録の事業所に対しまして

登録案内を実施するなど、積極的にAEDステーション事業所の登録推進に取り組んでまいります。

○高山議長

井手口議員。

○井手口議員

AEDがどこにあるか市民の方が今いる場所からどこが1番近いのか、これが分かる取り組みを今検討しているということでございます。この実働開始時期っていうのはいつぐらいを予定しておられるのかお伺いいたします。

○高山議長

森崎救急課長。

○森崎救急課長

AED設置場所の広報等につきまして、現在、宗像地区消防本部のホームページ内、グーグルマップ上にAEDの設置場所を載せておりまして、それで市民の方に確認をしていただいているところです。

ただ、これはGPS機能と連携しておりませんので、市民の方がその場で近くのAEDがどこかということが分からぬ状況です。これを、システム等を検討しまして、通信事業者と連携をできればとつていいながら、GPS機能を利用したAEDステーションの設置場所を、市民の方がすぐに確認できるようなシステムを考えていきたいというふうに思っております。

○高山議長

井手口議員。

○井手口議員

それはどのくらい先のお話なんでしょうか。

○高山議長

森崎救急課長。

○森崎救急課長

今現在ホームページで載せておりますグーグルマップの設置場所、これを利用しまして行うところでございますけれども、具体的に、通信事業者につきましては今現在まだ交渉もちょっと行っていくてない状況でございます。

ですから、来年度以降に通信業者のほうにご協力をいただけるような交渉を進めていきたいと考えております。ただ、通信事業者につきましては、大手の事業所になりまして、宗像地区の消防本部というところで声かけをしても、なかなか難しいところもあるとは思いますけれども、関係機関等のご協力も得ながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○高山議長

井手口議員。

○井手口議員

続きまして、AEDのメンテナンスについてお伺いいたします。

リース業者と契約して実施をされておられるとのことでございました。AEDは消耗品というものが発生をいたします。メーカーによって若干の違いがありますが、電極パット、これは2年から3年、またバッテリー、これは4年から5年が交換時期と言われておりますが、こういった消耗品の交換はどのように行っておられるのでしょうか。例えば、商品を事業所に郵送、店舗とかに郵送で送ってきて店舗で交換するのか、はたまた、業者が現地に行って交換をしてくれるのか。そういう交換についてどのような方法で行われているのかお尋ねいたします。

○高山議長

森崎救急課長。

○森崎救急課長

消耗品とバッテリーのメンテナンスについてお答えします。本組合が管理しておりますコンビニエンスストアと消防署所に設置しておりますAEDのメンテナンスにつきましては、リース契約の中で消耗品は定期交換及び使用後の交換を請負業者が実施する契約内容となっております。

また、バッテリーのメンテナンスは、遠隔監視システムで異常検知した場合は電子メールで消防本部に通知が届くとともに、定期交換及び劣化による交換を請負業者が実施する契約内容となっております。

なお、賃貸借期間は令和4年11月1日から令和9年10月31日までの5年間で、費用はAED55台と収納ケースやメンテナンスを含めまして月額料金が税込み24万5,234円となっております。

○高山議長

井手口議員。

○井手口議員

業者の方が現地に行って交換をしてくださるということで安心をいたしました。福津市の公共施設にあるものは、パットとかが郵送でそれぞれの事業所に送られております。それで交換を自分たちでしないといけないということがございまして、昨年、公共施設に現地調査を行った際に、パットがまだ使ってないからといって交換されずに、新しいものはしまい込んで古いまものをそのままボックスの中に入れていた、こんなケースもございました。また、交換時期を記すタグがついているんですが、タグの日付が更新をされずに期限が過ぎたままのタグがいつまでもついたままということがありましたので、この辺大変心配しておりましたが、業者が現地に足を運んで交換をしてくださるということなので、そういうことはないかということを確認することができました。

実は、今回の一般質問にあたりまして、先日、コンビニエンスストア数店舗に私も伺いしまして、AEDを見せていただきました。AEDは置き型のものとか壁掛けのものとか、またバックヤ

ードに保管している、そういういろいろな形態で設置をされておりました。オーナーさん、また店員さんにAEDって触ったことがありますかって言ったらほとんどの方が「ない。」ということあります。「AED、あ、そういうえばどこにあったかな。」という返事が返ってきたところもあります。私も開けて見せていただきましたら、電極パッドが来月期限切れを迎える店舗が多数ありましたので、つけ加えさせていただきます。

オーナーさん、また店員さんとのお話の中で、実はこのAEDのおかげで多くの救命活動ができて、実際命が救われた事例があるんですよというお話をちょっと紹介いたしましたら、本当に真剣な表情になります。うちにあるコンビニのAEDが人の命を助けるんだということを改めて認識をされたようで、店員さんいわく、「鳥肌がたちます。改めてAEDの重要性を認識しました。」このような言葉が返ってまいりました。

ここでご提案なんですが、こういう何気ない会話なんですが、それでも市民の方がAEDを目の前にしてそういうAEDに関するお話をする機会というのが、ほぼないんだなということを感じまして。もし差し支えなければ数年に1度でも消防の方がAEDステーションの登録してある事業所さんに足を運んで、AEDの調子どうですかぐらいの訪問をしてお話をすると、随分とそこに設置しているオーナーさん方の意識が本当に変わっていくのが私素人ながら、分かったものですから。消防の方が制服姿で訪問してくださったら、それは多分大きな意識啓発、またその店舗に勤務されてる皆さんにもそういうお話が伝わって、改めてうちの店舗に置いているAEDの大切さを再認識することができるのではないかなど、こんなことを思いました。ぜひともご検討いただければと思いますが、ご見解を伺います。

○高山議長

森崎救急課長。

○森崎救急課長

AEDの設置状況の確認につきましては、本組合以外のむなかた・ふくつAEDステーションの事業所には定期的に予防査察を実施しているところがあり、その際に現状でも設置状況を確認しているところでございますが、予防査察を行っていない事業所もございますので、今後はそういった事業所にも設置場所を確認するような体制強化を図っていきたいというふうに考えております。

また、早速でございますが、今年の3月に先ほど申しました広報用ポスターを各事業所回って掲示してまいります。その際に、設置場所状況も確認していきたいと考えております。

○高山議長

井手口議員。

○井手口議員

次に、救命活動に使用された実績についてお伺いいたします。

差し支えない範囲で結構ですが、いつ、どこで、誰が、誰に、そしてその傷病者の予後はどうなったのか、よろしければお話しitただければと思います。

○高山議長

森崎救急課長。

○森崎救急課長

それではAEDの使用実績についてお答えします。

市民にAEDを貸し出して電気ショックまで行った件数が先ほど1件とあると申しましたが、その事例についてお答えします。

令和6年の12月にJR東郷駅で発生した救急事案で、そのときにJR東郷駅前のコンビニエンスストアのAEDが貸し出されまして、市民による電気ショックを行った結果、傷病者の方は一命を取り留めております。

○高山議長

井手口議員。

○井手口議員

その際に、AEDを使用して救命活動を行ったバイスタンダー、市民の方はどういう方だったのでしょうか。例えば、医療従事者だとか救命講習を受けた方だったとかあるかと思いますが、どういう市民だったのでしょうか。

○高山議長

森崎救急課長。

○森崎救急課長

この救急事案で救命処置を行っていただいた市民の方の中で、中心的に動いていただいた方につきましては、救命講習を受講された方でございました。

○高山議長

井手口議員。

○井手口議員

次の利用促進に向けた今後の課題にも通ずるかと思います。このように救命講習を受けた方が、やっぱりたくさんいるとは思うんですが、でも1回受けて終わりでは決してございませんので、何年間に一度再受講ということが大切かと思います。その再受講に関しての啓発はどのように行っているのかお伺いいたします。

○高山議長

森崎救急課長。

○森崎救急課長

救命講習を受講された方につきましては、消防本部のほうで登録をしております。その部分でその方が受講されて何年かということが把握出来る状況となっております。そういう形で定期的

に行っております講習等の受講案内をしている状況でございます。

○高山議長

井手口議員。

○井手口議員

それではもう一つ大切な点があるとして、イベントとかでAEDのことをどれだけ周知できるかということです。先ほども既にそういう取り組みをされていらっしゃるというお話をございましたけれども、改めてここで問題提起をしたいと思います。

式典や会合が始まる前によく、「携帯電話やスマートフォンの電源をお切りください、またはマナーモードにしていただくようにお願いします。」よく会合等で聞くセリフなんですが、そのセリフの後に続けて、「この会場のAEDはどこどこにあります。」というアナウンスを付け加えていく、こういう広がりを持っていくべきではないかといつも思っております。

また、野外のイベントにおいても、開会式のときに「AEDは運営本部にあります。」という一言を付け加えることで、万が一のときにその対応が早くなることは間違ひありません。先の消防出初式でも同様のアナウンスがございました。多くの人が集まる場所で人が倒れるとその場が騒然となります。その中で一刻を争う事態が起こったときに、参加者全員がAEDの場所を事前に知っているということが大変大きな意味を持つかと思います。

そこで、AEDを市民の方に貸し出す際にも、このような説明を加えていただきたいと思っておりましたが、既に先ほどの答弁ではしておられるということなので安心をした次第であります。

それでは、最後に再質問となります。使用時におけるプライバシーの配慮についてでございます。AEDを使用する際は、傷病者の胸の左右に2か所のパッドを貼りつけるわけですが、服をどうしても上のほうまでずらさなければ貼ることができません。しかし、傷病者が女性の場合、男性に比べてAEDの使用率が低いというデータがございます。それは、女性の傷病者に対して、男性がAEDを使うことをためらってしまうということです。いざというときに、倒れている方へのプライバシーを配慮しつつ、躊躇せずにAEDが使用できるように全てのAEDボックス内に三角巾を装備してはどうかと考えます。三角巾は、胸部を覆い隠し、プライバシーに配慮しつつ、躊躇なく救命活動を行うことができます。さらに、三角巾は骨折時の腕、肘の固定、肩の脱臼などにも使用できます。さらに、出血のある際は止血帯としても活用ができます。傷病者のプライバシーを配慮しつつ、躊躇することなく救命活動が行えるようにAEDボックスに、三角巾を配備すべきと考えます。

既に福津市の公共施設にあるAEDボックスには完備されておりますので、それを除く、むなからず・ふくつAEDステーションに登録されている全てのAEDボックスに医療用の白色ではなく、肌が透けない色つきの三角巾の配備をすべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○高山議長

森崎救急課長。

○森崎救急課長

三角巾を使用しましたプライバシー保護についてお答えします。三角巾を使用したプライバシー

保護につきましては、現在福津市が管理しておりますAEDに三角巾が設置されているほか、他の市町村でも一部設置されているところでございます。

AEDを使用する際に、傷病者が女性の場合など、プライバシー保護の目的で三角巾を設置することに対しましては、強く必要性を感じるところでございます。また、AEDを使用する側の方も躊躇なく実施できるのではないかと考えられます。結果としまして、より多くの市民の命を救うことができると思いますので、現在当組合で管理しておりますコンビニエンスストアのAEDから始めまして、早急に三角巾を配置していきたいと考えております。

○高山議長

井手口議員。

○井手口議員

性別によって救命活動に影響されない環境づくりができること、大変うれしく思います。

最後に、市民の生命、財産を守るために、昼夜に問わずご尽力いただいている消防の皆様に敬意を表し、一般質問を終わります。

○高山議長

これで井手口議員の一般質問を終了します。

日程第5 第1号議案「宗像地区事務組合監査委員の選任について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第1号議案について説明をいたします。議案書の右下に、議案番号を付しております。以降の議案説明の際もそちらをご確認ください。では、議案書の1の1ページをお開きください。

第1号議案「宗像地区事務組合監査委員の選任について」

宗像地区事務組合監査委員に次の者を選任することについて、同意を求める。令和7年2月13日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

住所 記載のとおりでございます。

氏名 井上 和宏 (いのうえ かずひろ)

生年月日 記載のとおりです。

提案理由でございます。

宗像地区事務組合監査委員として選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

監査委員の人事議案でございます。この度、代表監査委員としてご尽力いただきました井上和宏氏が令和7年4月21日をもって任期満了となります。同氏を引き続き選任いたたく、議会の同意をお願いするものでございます。

参考資料としまして、経歴を記載しておりますので、ご確認お願いします。

以上で、第1号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

なお、本案は人事案件でありますので、討論は省略します。

これより採決を行います。第1号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第1号議案「宗像地区事務組合監査委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

日程第6 第2号議案「宗像地区事務組合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、井浦潤也議員が除斥の対象になりますので、井浦議員の退場を求めます。

(井浦潤也議員退場)

○高山議長

それでは、提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第2号議案について説明をいたします。議案書の2の1ページをお開きください。

第2号議案「宗像地区事務組合監査委員の選任について」

宗像地区事務組合監査委員に次の者を選任することについて同意を求める。令和7年2月13日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

住所 記載のとおりでございます。

氏名 井浦 潤也 (いうら じゅんや)

生年月日 記載のとおりでございます。

提案理由でございます。

宗像地区事務組合監査委員として選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

監査委員の人事議案でございます。当組合議会議員選出の監査委員としまして、井浦潤也議員の同意をお願いするものでございます。

参考資料としまして、経歴を記載しておりますので、ご確認願います。

以上で、第2号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

なお、本案は人事案件でありますので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。第2号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第2号議案「宗像地区事務組合監査委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

井浦議員の入場を許します。

(井浦潤也議員入場)

○高山議長

ここで、同意を受け監査委員に選任されました井浦潤也議員にご挨拶をお願いいたします。

○井浦議員

監査委員に選任いただきまして大変ありがとうございました。議会選出の監査委員として、名に恥じないよう精いっぱい努力してまいりたいと思いますので、どうぞ皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○高山議長

井浦議員、ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

日程第7 第3号議案「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第3号議案について説明をいたします。議案書の3の1ページをお開きください。

第3号議案「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から下田川清掃施設組合を脱退させ、令和7年4月1日から、福岡県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。令和7年2月13日提出 宗像地区事務組合組合長 伊豆 美沙子

提案理由でございます。

令和7年3月31日を限り、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

一部事務組合の構成団体の減少につきましては、組合の規約の変更の必要がございますが、規約変更にあたりましては、地方自治法第290条の規定により、構成する団体全ての議会の議決が必要なため、今回議案を上程しております。

下田川清掃施設組合脱退後の福岡県市町村職員退職手当組合の加入団体につきましては、3の3ページ以降の新旧対照表、別表1及び別表2をご確認ください。なお、加入団体数は80から79に変更となります。

以上で、第3号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第3号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第3号議案「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 第4号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第4号議案について説明をいたします。議案書の4の1ページをお開きください。

第4号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。令和7年2月13日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

次に、提案理由でございます。

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。

今回の条例改正は、令和7年6月1日から施行される改正刑法により懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことが主な要因でございます。宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例、宗像地区事務組合議会の個人情報の保護に関する条例、宗像地区事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例、これら3件の条例が対象であり、「懲役」又は「禁錮」とあるものを「拘禁刑」に改めるものでございます。

以上で、第4号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので討論を終結します。

これより採決を行います。第4号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第4号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 第5号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第5号議案について説明をいたします。議案書の5の1ページをお開きください。

第5号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につい

て」

上記の条例案を次のとおり提出する。令和7年2月13日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

提案理由

令和6年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受け、宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例、宗像地区事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び宗像地区事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。

改正の内容につきましては、本日、机上にお配りしました第5号議案関係資料で説明いたしますので、そちらをご覧ください。

1点目は、給与表の見直しでございます。3級以上において初号付近をカットし、各級の初号の額を引き上げております。

2点目は、扶養手当の見直しでございます。配偶者にかかる手当を廃止し、子にかかる手当を1万3,000円に引き上げております。この改定は、2年間で段階的に実施します。

3点目が、地域手当の見直しでございます。国が示す支給割合は、宗像市4%、福津市8%となっておりますが、構成市の状況及び人材確保の面から、現在の5%から8%に引き上げております。

4点目は、通勤手当支給上限を15万円に引き上げるものでございます。

5点目は、管理職員特別勤務手当の見直しでございます。支給対象時間を午後10時から午前5時に拡大するものでございます。

6点目は、定年前再任用短時間勤務職員の手当支給の拡大でございます。住居手当を新たに支給するものでございます。

7点目は、6級以上の職員の昇給の号給数の標準を、3号級から4号級に見直すものでございます。

なお、施行につきましては令和7年4月1日としております。

以上で、第5号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第5号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第5号議案「宗像地区事務組合の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 第6号議案「宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第6号議案について説明をいたします。議案書の6の1ページをお開きください。

第6号議案「宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。令和7年2月13日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

提案理由でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い、宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。

それでは内容につきまして、説明いたします。仕事と育児・介護を両立できるようにするため、所定外労働の制限の対象となる職員の範囲を、現行3歳未満の子を養育する職員を小学校就学前の子を養育する職員に拡大いたします。

また、仕事と介護の両立支援制度の強化のため、介護を必要とする状況に至った職員に対して制度についての周知・意向確認を行うことなどを任命権者に義務づけるものでございます。

以上で、第6号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので討論を終結します。

これより採決を行います。第6号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第6号議案「宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 第7号議案「宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第7号議案について説明をいたします。議案書の7の1ページをお開きください。

第7号議案「宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。令和7年2月13日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

提案理由でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正に伴い、宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものです。

それでは、内容につきましては新旧対照表により説明をいたします。7の3ページをご覧ください。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改正いたします。これは、育児・介護休業法の一部改正により、参照する条文が変更となったためございます。

以上で、第7号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第7号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第7号議案「宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 第8号議案「宗像地区事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第8号議案について説明をいたします。議案書の8の1ページをお開きください。

第8号議案「宗像地区事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。令和7年2月13日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

提案理由でございます。

異常な自然現象や大規模な事故により重大な災害が発生した場合における救助活動等に対して、国家公務員の災害応急作業等手当や警察職員の特殊勤務手当と同様に、消防職員が緊急消防援助隊として出動した場合は、活動の特殊性や待遇面での均衡を図ることを目的とし、緊急消防援助隊出動手当を創設するため、宗像地区事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。

8の2ページをご覧ください。緊急消防援助隊出動手当について説明をいたします。緊急消防援助隊として大規模災害に出動した消防吏員は、1日につき1,080円、大規模災害に出動し、かつ危険区域等において活動した消防吏員は、1日につき2,160円支給するものでございます。

手当に関する金額や支給要件は国家公務員の災害応急作業等手当に準拠しております。

また、緊急消防援助隊として出動した場合の費用については、国庫負担または全国市町村振興協会の交付金等により負担されます。

なお、施行は令和7年4月1日としております。

以上で、第8号議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第8号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第8号議案「宗像地区事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 第9号議案「宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第9号議案について説明をいたします。議案書の9の1ページをお開きください。

第9号議案「宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。令和7年2月13日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

提案理由でございます。

水道事業において給水区域を拡張するにあたり、宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。

10月の議員連絡会でご説明させていただきましたが、構成市からの要望により、宗像市吉田地区（吉田・江口）の一部、宗像市池田地区の一部、福津市の奴山地区（奴山・勝浦）の一部、福津市渡地区の一部の4箇所について給水区域を拡張することに伴い、宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳しくは、議案書の新旧対照表によりご説明いたします。9の3ページをご覧ください。

第4条第2項第2号、計画給水人口「146,500人」を「146,700人」に改め、同項第3号、計画一日最大給水量「43,800立方メートル」を「44,900立方メートル」に改めるものでございます。給水区域の拡張を国土交通省に届出するにあたり、計画給水人口及び計画一日最大給水量について、国土交通省と協議を重ね、将来予測を実施したところ、前述の数値となったことから条例の一部改正を行うものでございます。

また、別表に給水区域を記載しております。9の5ページをご覧ください。

給水区域に奴山の一部を追加しております。その他の地区、吉田、江口、勝浦、渡地区につきましては、現在の条例の中に既に表記がありますので変更はございません。

合わせて、福津市福間地域で小字表記となっているところのうち、町名表記で場所が特定できるところについては削除し、他の地区と表記を統一しております。

なお、参考資料としまして、【第9号議案関係資料】水道事業変更認可について（A3の資料1枚）を配布しておりますので、ご参照していただければと思います。

以上で、第9号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第9号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第9号議案「宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 第10号議案「宗像地区事務組合布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第10号議案について説明をいたします。議案書の10の1ページをお開きください。

第10号議案「宗像地区事務組合布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。令和7年2月13日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

提案理由でございます。

水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に係る所要の規定の整備を行う必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。

水道法では、水道の布設及び管理を適正に行うため、水道事業者に布設工事監督者及び水道技術管理者の配置が義務付けられています。この度、水道法施行令及び水道法施行規則が一部改正され、技術上の監督業務を行う者及び水道技術管理者の資格要件が見直されました。

このため、当組合における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格についても同様に見直す必

要が生じたため、条例の一部を改正するものです。

10 の 5 ページから 10 の 11 ページまで新旧対照表をつけておりますが、主な改正内容についてご説明いたします。

まず、布設工事監督者の資格についてでございます。

これまで技術上の実務経験年数については、水道に関する実務経験のみが対象となっておりましたが、新たに工業用水道、下水道、道路、河川における分野についても、実務経験として算定できることとなりました。

また、学歴・資格要件につきましては、大学卒業の場合は、これまでの土木工学科に加えまして、新たに機械工学科・電気工学科の課程、短期大学や高等学校などにおいては、これまでの土木科に加えて、新たに機械科・電気科が追加されております。

さらに新たな資格要件として、1級土木施工管理技士が追加となっております。

続いて、水道技術管理者の資格についてでございます。大学においては土木工学科またはそれに相当する課程を修めて卒業した者の経験年数を、履修した学科目にかかわらず 3 年に統一されることとなりました。

また、新たな資格要件として、技術士と 1 級土木施工管理技士が追加されることなどが、今回の主な改正内容となっております。

以上で、第 10 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 10 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 10 号議案「宗像地区事務組合布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、休憩とします。再開は午後 2 時 15 分とします。

(休 憩)

○高山議長

議会を再開し、休憩前に引き続き会議を行います。

日程第 15 第 11 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 11 号議案を説明いたします。議案書の 11 ページをお開きください。

第 11 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 5 号）について」

令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 5 号）を別紙のとおり提出する。令和 7 年 2 月 13 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

まず、今回の補正予算の概要について簡単に申し上げます。

消防職員人件費の歳出執行状況による整理補正、採用職員数の増に伴う消耗品費の増額補正、その財源である関係市負担金を差引きで減額補正するものでございます。

では、補正予算の説明に入ります。次ページ、一般会計補正予算書（第 5 号）の 1 ページをお開きください。

第 1 条 歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 838 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 1,151 万円とするものでございます。

2 ページ、3 ページをお開きください。

歳入につきまして、1 款 分担金及び負担金は、補正前の額 19 億 3,255 万 9,000 円から 838 万 8,000 円を減額し、19 億 2,417 万 1,000 円とするものでございます。

歳出につきまして、4 款 消防費は、補正前の額 20 億 5,192 万 9,000 円から 838 万 8,000 円を減額し、20 億 4,354 万 1,000 円とするものでございます。

それぞれの補正内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。ページが飛びまして、8 ページ、9 ページをお開きください。

1 款 分担金及び負担金、4 目 消防費負担金において、補正前の額 17 億 3,200 万 8,000 円から 838 万 8,000 円を減額し、17 億 2,362 万円とするものでございます。宗像市の負担金が 482 万 3,000 円減の 9 億 9,114 万 2,000 円、福津市の負担金が 356 万 5,000 円減の 7 億 3,247 万 8,000 円となります。

続きまして、歳出の説明に入ります。10 ページ、11 ページをお開きください。

4 款 消防費、1 項 消防費、1 目 常備消防費は、838 万 8,000 円を減額しています。11 ページ説明欄、細目 1 職員人件費は、これまでの歳出執行状況を踏まえ、2 節 給料、3 節 職員手当等、4 節 共済費、それぞれを減額する整理補正を行うものでございます。また、細目 3 職員人事管理費では、被服費の増額補正として、10 節 需用費を 79 万 5,000 円増額しております。

12 ページ以降は、給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 5 号）の説明を終わります。ご審議

のほどよろしくお願ひします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 11 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 11 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 5 号）について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 16 第 12 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 12 号議案を説明いたします。議案書の 12 ページをお開きください。

第 12 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 2 号）について」

令和 6 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。令和 7 年 2 月 13 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

本補正予算は、令和 6 年度当初予算策定時に想定したほど診療収入が回復せず、当初予算額ほどの収入が見込めないため、当該歳入額を減額するものでございます。また、インフルエンザの流行に伴い、発熱検査キットを追加購入するための費用を増額するものでございます。

これら歳入の減額、歳出の増額に合わせて、不足する歳入額を構成市の経常費負担金に増額するものでございます。

次ページ、急患センター事業特別会計補正予算書（第 2 号）の 1 ページをお開きください。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ 2 億 6,983 万 4,000 円とするものでございます。

2 ページ、3 ページをお開きください。

歳入につきまして、1 款 診療収入は、補正前の額 1 億 4,582 万 6,000 円から 4,284 万 3,000 円を減額し、1 億 298 万 3,000 円とするものでございます。

歳出につきまして、1 款 急患センター運営費は、補正前の額 2 億 5,143 万 2,000 円に、200 万円を増額し、2 億 5,343 万 2,000 円とするものでございます。

それぞの補正内容につきましては、事項別明細書により説明いたします。ページが飛びまして、8 ページ、9 ページをお開きください。

1 款 診療収入、1 項 診療収入、1 目 外来収入は、補正前の額 1 億 4,582 万 6,000 円に対し、4,284 万 3,000 円を減額し、1 億 298 万 3,000 円としております。内訳としましては、1 節 診療報酬収入を 3,864 万 5,000 円、2 節 一部負担金収入現年分を、419 万 8,000 円減額しております。

コロナ禍による受診控え等により大幅に減少していた受診者数が、令和 5 年度に回復傾向であったため、令和 6 年度はコロナ以前の受診者数に戻ることを見込んで当初予算を計上しておりましたが、これまでのところ、令和 5 年度を 1 割程度下回る受診者数のため、診療収入を減額補正するものでございます。

2 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 経常費負担金は、補正前の額 8,506 万 3,000 円に、4,484 万 3,000 円を増額し、1 億 2,990 万 6,000 円としております。1 款 診療収入が減額となったこと、また、この後説明します管理運営委託料の増額補正に伴い、それに見合った額を増額するものでございます。内訳としましては、宗像市負担金が 2,641 万 9,000 円増の 8,055 万 6,000 円、福津市負担金が 1,842 万 4,000 円増の 4,935 万円となっております。

10 ページ、11 ページをお開きください。

1 款 急患センター運営費、1 項 管理運営費、1 目 管理及び運営費を補正前の額 2 億 5,143 万 2,000 円に対し、200 万円を増額し、2 億 5,343 万 2,000 円としております。

これは、インフルエンザ等の発熱を伴う感染症の流行により、発熱検査キットを追加購入するための費用でございます。薬剤の購入は、急患センターの管理運営を委託している宗像医師会が行っているため、12 節 委託料を 200 万円増額しております。

以上で、令和 6 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので討論を終結します。

これより採決を行います。第 12 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 12 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 2 号）について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 17 第 13 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 13 号議案について説明いたします。議案書の 13 ページをお開きください。

第 13 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 4 号）について」

令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり提出する。令和 7 年 2 月 13 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

水道事業会計補正予算書（第 4 号）の 1 ページをお開きください。

まず、第 2 条につきまして、予算第 2 条に定めた業務の予定量の 4 主要な建設改良事業について、一般改良事業（配水施設費）を 13 億 5,519 万 5,000 円に、拡張事業（施設整備費）を 1 億 6,532 万円に改めるものでございます。

第 3 条につきましては、収益的収入の第 1 款 水道事業収益、第 1 項 営業収益を 2,645 万円、第 2 項 営業外収益を 26 万 3,000 円増額し、水道事業収益合計で 37 億 659 万 1,000 円とするものでございます。また、収益的支出の第 1 款 水道事業費用、第 1 項 営業費用を 2,996 万 1,000 円減額し、水道事業費用合計で 32 億 8,849 万 1,000 円とするものでございます。

第 4 条につきましては、第 1 款 資本的収入、第 2 項 負担金及び寄附金を 1,609 万 5,000 円、第 3 項 補助金を 2,414 万 2,000 円増額し、資本的収入合計で 3 億 3,416 万 9,000 円とするものでございます。また、第 1 款 資本的支出、第 1 項 一般改良費を 9,240 万円増額、第 2 項 拡張事業費を 1,100 万円減額し、資本的支出合計で 24 億 2,007 万円とするものでございます。

2 ページをお開きください。

第 5 条につきましては、予算第 5 条に定めた債務負担行為に、右側 3 ページの第 1 表 債務負担行為補正の内容を追加するものでございます。北九州市への水道事業包括業務委託の限度額 14 億 173 万 7,000 円、日蒔野 1 丁目地区配水管布設替工事の限度額 7,600 万円外 4 件でございます。

配水管布設替工事については、今年度中に入札及び契約のみを行い、次年度当初に速やかに工事着工を行えるようにするもので、今年度中に前払い金等の支出を伴わない、いわゆるゼロ債と呼ばれるものでございます。その他の事項も、いずれも期間が令和 6 年度から令和 7 年度までで、令和 7 年 4 月 1 日から業務を開始するために、今年度中に契約が必要となるものでございます。なお、追加分を含めた債務負担行為については 7 ページ、債務負担行為に関する調書にて整理し記載しております。

2ページにお戻りください。

第6条につきましては、予算第8条に定めた他会計からの補助金を1,703万7,000円に改めるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

補正予算実施計画でございます。1ページの第3条、4条の内訳を掲載したものでございます。詳細につきましては、10ページ以降の事項別明細書に記載しておりますので、ここでは説明を省略させていただきます。

6ページをお開きください。

予定キャッシュ・フロー計算書を掲載しております。1番上の当期純利益は、2億4,794万3,977円、1番下の資金期末残高は47億1,361万4,570円の予定でございます。

次に、事項別明細書に沿って補正内容をご説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

収益的収入、1款 水道事業収益、1項 営業収益、1目 給水収益、1節 水道使用料は、当初見込みより多くの使用料収入が見込めるところから、3,500万円を増額し、28億7,818万円とするものでございます。主に、宗像地区、津屋崎地区において水需要が当初の見込みを上回ったためでございます。

2目 受益工事収益、1節 受託工事収益は1,100万円を減額し、3,800万円とするもので、収益的支出の受託工事費を減額することに対応するものでございます。

3目 その他営業収益、3節 他会計負担金は、245万円を増額し、740万円とするもので、関係市の負担となる消火栓の修繕費用が当初の見込みを上回ったため増額するものでございます。

2項 営業外収益、2目 他会計補助金、1節 他会計補助金は、39万4,000円を減額し、430万5,000円とするもので、構成市負担金の根拠となる繰出基準額が確定したことにより減額するものでございます。

4目 雑収益、2節 その他雑収益は269万7,000円を増額し、329万6,000円とするもので、日の里地区で発生した大雨に伴う災害分の保険料収入があったため増額するものでございます。

5目 消費税還付金、1節 消費税還付金は204万円を減額し、4,601万円とするもので、補正による収入支出構成の変動に伴うものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

次に収益的支出でございます。1款 水道事業費用、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費、15節 委託料は3,580万円を減額し、3億9,657万9,000円とするものでございます。これは、包括業務委託料のうち、委託料・修繕費・動力費を減額するもので、入札の執行残が見込まれるためと電気代等の価格激変緩和対策による国の補助により動力費が抑えられたためでございます。31節 受水費は、1,062万7,000円を増額し、6億1,792万8,000円とするもので、北九州市から受注している配水池エリアの水需要が当初見込みを上回ったためでございます。

2目 配水及び給水費、15節 委託料は、1,200万円を増額し、3億8,744万2,000円とするものでございます。これは包括業務委託料のうち修繕費を増額するもので、大雨により崩壊した日の里配水地法面の応急復旧工事が発生したことや、漏水修繕費用が当初見込みを上回ったためでございます。

3目 受託工事費、22節 工事請負費は1,100万円を減額し、3,800万円とするもので、水道工事とあわせて行う舗装工事の減少によるものでございます。

4目 総係費、15節 委託料は198万2,000円を減額し、1億4,639万3,000円とするもので、水道事業変更認可申請書作成委託業務の入札執行残などによるものでございます。19節 修繕費は、380万6,000円を減額し、274万4,000円とするもので、管理本館の消防施設点検業務委託の入札が不調になったことにより減額を行い、次年度の実施とするものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

1款 資本的収入、2項 負担金及び寄附金、1目 負担金及び寄附金、1節 負担金は、1,609万5,000円を増額し、3,848万4,000円とするものでございます。これは構成市負担による消火栓の設置や防火水槽への接続工事が増加したことによるものでございます。

3項 補助金、1目 国庫補助金、1節 国庫補助金は、2,414万2,000円を増額し、7,414万2,000円とするものでございます。これは、水道施設等耐震化事業において、追加要望していた補助金と日の里配水池における災害復旧工事に伴う補助金の交付が決定したことによるものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

1款 資本的支出、1項 一般改良費、4目 浄水施設費のうち15節 委託料を530万円減額し、3,076万9,000円に、22節 工事請負費を530万円減額し、1,323万5,000円とするものでございます。いずれも入札執行残の発生による減額補正でございます。

5目 送水施設費、22節 工事請負費は4,500万円を減額し、1億90万7,000円とするもので、これは国庫補助金が要望額より減額となったため、今年度実施事業の見直しを行ったことによるものでございます。

6目 配水施設費、22節 工事請負費は1億5,400万円を増額し、13億5,519万5,000円とするものでございます。これは、国庫補助金の追加要望により、事業を前倒しで行う必要が生じたこと及び日の里配水地の災害復旧工事による増額となっております。

8目 事務費、29節 負担金は600万円減額し、1億4,717万円とするもので、構成市の下水道工事に伴う管路の移設工事等が発生しなかつたためでございます。

次に、2項 拡張事業費、1目 施設整備費、22節 工事請負費を1,000万円減額し、1億6,532万円とするもの。3目 事務費、15節 委託料を100万円減額し、2,316万円とするものでございます。新設の配水管布設工事が当初見込みより少なかつたことにより、工事費及び測量設計費の執行残が見込まれるためでございます。

以上で、令和6年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第13号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして第13号議案「令和6年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 第14号議案「令和6年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第14号議案を説明いたします。議案書の14ページをお開きください。

第14号議案「令和6年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第2号）について」

令和6年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。令和7年2月13日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

今回の補正内容につきましては、債務負担行為の設定のみとなっております。

本木簡易水道事業会計補正予算書（第2号）の1ページをお開きください。

予算書第2条において、債務負担行為を予算第5条として追加するものでございます。北九州市への水道事業包括業務委託の限度額は784万6,000円で、令和7年4月1日から業務を開始するため、今年度中に契約が必要となるものでございます。

これに伴いまして第5条を第6条に、第6条を第7条にそれぞれ繰り下げを行います。

以上で、令和6年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 14 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 14 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 19 第 15 号議案「令和 7 年度宗像地区事務組合一般会計予算について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 15 号議案について説明いたします。議案書の 15 ページをお開きください。

第 15 号議案「令和 7 年度宗像地区事務組合一般会計予算について」

令和 7 年度宗像地区事務組合一般会計予算を別紙のとおり提出する。令和 7 年 2 月 13 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

内容につきましては、次長の楠が説明をいたします。

○高山議長

楠次長。

○楠次長兼総務課長

次長の楠でございます。よろしくお願ひいたします。

別冊の予算書にて説明をさせていただきます。まず、別冊予算書 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 30 億 4,593 万円と定めるものでございます。

前年度当初予算に比べ 4 億 2,323 万円の増額になります。

第 2 条は地方債についてです。4 ページをお開きください。

第 2 表地方債の表です。起債の目的、限度額等を表示しており、消防救急デジタル無線設備共同更新整備、福津消防署更新、し尿処理場撤去などで借入を予定しており、限度額は合計 7 億 5,430 万円としております。

歳入、歳出について、事項別明細書にて説明をいたします。

ページ飛びまして、10 ページ、11 ページをお願いいたします。

歳入でございます。1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金は、前年度比 3 億 2,429 万 3,000 円を増額し、22 億 6,482 万 6,000 円を計上しております。目ごとの宗像市、福津市の負担金額は説明欄に記載のとおりでございます。これらを全て足し合わせますと宗像市の負担金総額は、前年度比 1 億 4,673 万 4,000 円増の 12 億 9,249 万 2,000 円、福津市の負担金総額は、前年度比 1 億 7,755 万 9,000 円増の 9 億 7,233 万 4,000 円になります。

構成市の負担金総額の主な増減理由についてですが、3目 衛生費負担金のうち、2節 清掃施設撤去費負担金が、し尿処理場解体工事のため、宗像市負担金を7,688万2,000円の増額、福津市負担金を1億2,817万7,000円の増額。4目 消防費負担金が、福津消防署の建て替えに加え、消防救急デジタル無線設備共同更新整備、消防車両の更新事業などを行うため、宗像市負担金を6,573万8,000円、福津市負担金を4,602万6,000円増額していることによるものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

5款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金は、し尿処理場解体に伴い令和6年度に清掃基金を全額取り崩し、繰り入れる予定のため、皆減しております。

中段、7款 諸収入、2項 雜入、1目 雜入は、前年度比496万4,000円を減額し、2,289万5,000円を計上しております。主な減額理由は、通信指令業務の共同運用に係る福岡都市圏共同事業基金助成金が前年度比451万7,000円の減額となったためでございます。

続いて、8款 組合債は、前年度比1億3,600万増額し、7億5,430万円を計上しております。先ほど第2表のところで説明申し上げたとおり、消防の消防救急デジタル無線設備共同更新整備に係る通信機器整備事業、福津消防署の庁舎等更新事業、し尿処理場撤去事業などに係る財源として借り入れを予定しております。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

歳出です。1款 議会費につきまして、前年度比52万1,000円の減額、352万7,000円を計上しております。主な減額理由は、議会用音響設備の更新を令和6年度に実施し、その費用が皆減したことによるものでございます。

次に、2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は、前年度比655万4,000円を増額し、5,574万5,000円を計上しております。主な増減理由は、細目3 総務一般事務費、13節 使用料及び賃借料でございます。

次のページ、16ページ、17ページをお開きください。

新文書管理システムの本格稼働を開始しており、17ページの説明欄上段、13節 使用料及び賃借料のシステム使用料が、前年度比531万3,000円増の905万8,000円となっております。また、18節 負担金、補助金及び交付金のうち、派遣職員負担金が248万5,000円増となったことによるものでございます。

ページ飛びまして、20ページ、21ページをお願いいたします。

中段、3款 衛生費、2項 清掃費、1目 し尿処理場費は、前年度比2億6,353万6,000円を増額し、7億1,648万円を計上しております。これは、令和6年4月から令和7年6月までの工期で行っていますし尿処理場の解体に係る設計監理委託料、解体工事費などです。

続きまして、4款 消防費、1目 消防費、1目 常備消防費は、前年度比1億5,813万円の増額で、21億1,696万円を計上しております。経費の主な内容でございます。21ページの説明欄の細目1 職員人件費は、前年度比1億1,514万1,000円の増、14億1,815万3,000円を計上しております。令和7年度は、職員146名、暫定再任用職員6名の計152名体制を予定しております。

ページ飛びまして、24ページ、25ページをお開きください。

説明欄上段、細目5 庁舎施設維持管理費は、前年度比4,743万9,000円増の7,846万7,000円を計上しております。増額の主な要因は、12節 委託料において、新福津消防署のネットワーク構築、保守料などとして、システム保守委託料を1,017万5,000円、14節 工事請負費において、赤間出張所、大島分遣所の庁舎発電機の新規工事などで3,781万円を計上していることによるもので

ございます。

続きまして、26 ページ、27 ページをお願いいたします。

説明欄中段、細目 10 消防資機材維持管理事業費は、前年度比 767 万 3,000 円増の 1,858 万円を計上しております。増額の主な要因は、17 節 備品購入費におきまして、新規採用職員分を含めた防火衣、大規模災害時の活動拠点、緊急消防援助隊派遣時の後方支援に活用するエアテントの購入費などとして 1,693 万円を計上していることによるものでございます。

その下、細目 11 消防車両維持管理費事業費は、前年度比 5,842 万 5,000 円増の 7,434 万 4,000 円を計上しております。主な増額理由は、17 節 備品購入費におきましてタンク車の更新費用として、消防車両 5,686 万 3,000 円を計上していることによるものでございます。

続きまして、28 ページ、29 ページをお開きください。

説明欄上段の細目 12 通信機器整備事業費につきましては、前年度比 1 億 8,215 万 9,000 円増の 2 億 9,812 万 3,000 円を計上しております。主な増額理由は、12 節 委託料におきまして、例年支払いをしております消防通信指令事務委託費約 1 億円に加え、令和 7 年度は消防救急デジタル無線設備更新の共同整備や非常用電源確保に伴う委託料などとして約 1 億 5,800 万円、あわせまして、通信関係委託料を 2 億 5,614 万 4,000 円計上していることによるものです。

30 ページ、31 ページをお願いいたします。

説明欄下段、細目 20 消防本部庁舎等更新事業費につきましては、前年度比 2 億 5,482 万 3,000 円減の 1 億 4,585 万 4,000 円を計上しております。福津消防署の工事は順調に進んでおり、建設工事は予定通り 5 月末に完了し、その後、外構工事等を行い、秋頃に開署予定となっております。

5 款 公債費は、30 ページ、31 ページと 32 ページ、33 ページにわたっております。消防部門における通信機器等の施設整備や消防車両等の購入のために借り入れた組合債の償還元金と利子でございます。元金と利子あわせまして、前年度比 585 万 2,000 円の減で、1 億 2,506 万 2,000 円を計上しております。

なお、34 ページから 45 ページまで給与費明細書、46 ページから 49 ページは地方債の現在高調書を 50 ページ、51 ページは債務負担行為調書を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、第 15 号議案「令和 7 年度宗像地区事務組合一般会計予算について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので討論を終結します。

これより採決を行います。第 15 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 15 号議案「令和 7 年度宗像地区事務組合一般会計予算について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 20 第 16 号議案「令和 7 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 16 号議案について説明します。議案書の 16 ページをお開きください。

第 16 号議案「令和 7 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」

令和 7 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。令和 7 年 2 月 13 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

内容については次長の楠が説明いたします。

○高山議長

楠次長。

○楠次長兼総務課長

こちらのほうも別冊の予算書にて説明をさせていただきます。急患センター事業特別会計予算の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億 6,924 万円と定めるものでございます。

前年度に比べ 140 万 6,000 円の増額としております。

ページ飛びまして、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳入から説明をいたします。1 款 診療収入は、前年度比 4,284 万 3,000 円減額し、1 億 298 万 3,000 円を計上しております。診療収入につきましては、令和 6 年 4 月から 12 月までの診療収入の実績額を月平均ベースに令和 7 年度を算出しております。

2 款 分担金及び負担金は、前年度比 4,424 万 9,000 円を増額し、1 億 6,525 万 6,000 円を計上しております。増額の主な理由は、診療収入見込み額の減少によるもので、経常費負担金を増額しております。経常費負担金の内訳は、宗像市が対前年度比 2,720 万 3,000 円増の 9,403 万 2,000 円、福津市が対前年度比 1,704 万 6,000 円増の 5,682 万 2,000 円としております。

次に、歳出の説明をいたします。10 ページ、11 ページをお願いいたします。

1 款 急患センター運営費は、対前年度比 140 万 6,000 円を増額し、2 億 5,283 万 8,000 円を計上しております。11 ページの説明欄上段、細目 1 急患センター管理運営事業、12 節 委託料を前年度対比 370 万 6,000 円増額し、2 億 4,838 万 4,000 円計上しております。急患センターの管理運営に

つきましては、宗像医師会へ委託をしております。委託料増額の主な要因は、看護師等の人工費の増額によるものでございます。

2款 公債費は、急患センターの移転事業に伴う平成9年度及び10年度の起債に対する償還元金と利子1,440万2,000円を計上しております。

なお、12ページ、13ページは、給与費明細書を、14ページ、15ページは、地方債の現在高調書を掲載しておりますのでご参考ください。

以上で、第16号議案「令和7年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第16号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第16号議案「令和7年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21 第17号議案「令和7年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第17号議案について説明いたします。

第17号議案「令和7年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」

令和7年度宗像地区事務組合水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。令和7年2月13日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

詳細については、豊福経営施設課長が説明をいたします。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

経営施設課長の豊福です。よろしくお願ひいたします。

では、私から令和7年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について、お手元の緑色の表紙の予算書に基づき、ご説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。

第2条で、業務の予定量を定めています。2の年間総給水量は1,437万4,307立方メートル、有収水量は1,298万5,600立方メートルを予定しています。4の主要な建設改良事業は、老朽化した配水管の布設替等を行う一般改良事業として、13億2,751万3,000円、新規の配水管布設等を行う拡張事業として、1億89万1,000円を予定しています。

第3条 維持管理を目的とした収益的収入及び支出、第4条 施設の更新や新設を目的とした、資本的収入及び支出につきましては、後ほど事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

2ページ、3ページをお開きください。

第5条で、債務負担行為について定めています。令和8年度以降予定しているもので管理本管サーバー機器リース・保守が令和12年度まで限度額1,652万円、管理本館等電気計装設備更新工事が令和9年度まで限度額7億624万8,000円と定めるものでございます。

第6条で、企業債について定めています。限度額は520万円で、そのほか、起債の方法、借入利率等を定めたものでございます。

第10条 他会計からの補助金につきましては、関係市から水道事業会計に補助を受ける予定額を計上しており、金額は2,121万8,000円でございます。

第11条 たな卸資産購入限度額 につきましては、工事で使う水道管等の支給材料について、購入限度額を2億7,179万9,000円と定めるものでございます。

4ページをお開きください。

次に、予算に関する説明書についてです。このページから8ページまでは令和7年度予算の実施計画について掲載したものですが、詳細につきましては、26ページ以降の事項別明細書で説明しますので、ここでは省略させていただきます。

次に、9ページをお開きください。

予定キャッシュ・フロー計算書です。令和7年度1年間の資金の増減を業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示したもので、貸借対照表や損益計算書とあわせて経営状況を明らかにするものになります。1番上の当期純利益は3,178万7,446円で、1番下の資金期末残高は、35億2,613万2,009円を予定しています。

10ページをお開きください。

このページから17ページまでは、給与費明細書でございます。組合で雇用する職員の給与費の明細等を掲載したものになります。

18ページ、19ページをお開きください。

令和7年度当初予算を全て執行した年度末時点での予定貸借対照表を掲載しています。資産合計、負債資本合計それぞれ380億6,952万4,046円を予定しています。

22ページをお開きください。

令和6年度決算見込みによる予定損益計算書を掲載しています。

24ページ、25ページをお開きください。

注記でございます。財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理の基準及び手続きなどを掲載しています。

続きまして、事項別明細書に沿って主なものにつきまして説明いたします。26ページ、27ページをお開きください。

収益的収入でございます。1款 水道事業収益につきましては、前年度から5,644万1,000円増の、37億3,162万3,000円を計上しています。

1項 営業収益、1目 給水収益につきましては、前年度より微増となる28億8,100万3,000円を見込んでいます。2目 受託工事収益は4,060万4,000円を計上しています。宗像市から委託を受けて行う舗装工事の負担分を受け入れる予算で、収益的支出の受託工事費と同額となっております。3目 その他営業収益は1億5,605万9,000円を計上しています。主なものは下水道使用料の徴収事務手数料となっています。

2項 営業外収益は6億5,395万6,000円を計上しています。主なものとして3目 加入金で1億3,638万9,000円を計上しています。

次に、28ページ、29ページをお開きください。

5目 消費税還付金は、7,493万円を計上しています。令和7年度も還付となる見込みでございます。8目 長期前受金戻入は4億2,655万2,000円を計上しています。この長期前受金戻入は、固定資産の取得に充てられた補助金等を貸借対照表の負債の部の繰延収益、長期前受金に計上し、毎年減価償却費に対する補助金等の見合い分を収益化するものでございます。

30ページ、31ページをお開きください。

次に、収益的支出でございます。1款 水道事業費用は、35億2,090万7,000円を計上しています。昨今の物価の高騰などの影響もあり前年度から2億2,807万1,000円の増額となっています。支出の大きな割合を占める北九州市への包括委託関連予算については、後ほど別添資料でご説明いたします。

1項 営業費用、1目 原水及び浄水費は、11億4,330万7,000円を計上しています。このうち、15節 委託料は4億9,550万6,000円となっており、主に北九州市への包括業務委託料で、委託料・修繕費・動力費などでございます。31節 受水費は、北九州市及び福岡地区水道企業団からの受水費用で、6億4,562万6,000円を計上しています。認可変更により、北九州市からの受水量を増加することに伴う増額となっております。

2目 配水及び給水費は、4億2,065万4,000円を計上しています。このうち、15節 委託料は4億1,756万7,000円となっており、主に北九州市への包括業務委託料で、委託料・修繕費などでございます。

32ページ、33ページをお開きください。

3目 受託工事費は、水道管工事にあわせて宗像市から委託を受けて行う道路舗装工事費で受託工事収益と同額の4,060万4,000円を計上しています。

4目 総係費は、5億5,321万7,000円を計上しています。このうち、15節 委託料は1億7,541万9,000円となっており、主に北九州市への包括業務委託料で、人件費や諸経費分の負担金となっています。

34ページ、35ページをお開きください。

29 節 負担金は2億8,506万4,000円を計上しており、主に関係市への派遣職員負担金、北九州市への包括業務委託料となっております。

次に、5目 簡易水道事業費は、大島簡易水道事業に係る経費3,207万3,000円を計上しています。主なものとして15節 委託料は、3,187万1,000円で、北九州市への包括業務委託料となっております。

36ページ、37ページをお開きください。

6目 減価償却費は、12億7,890万5,000円、7目 資産減耗費は1,615万円を計上しています。

2項 営業外費用は、2,849万7,000円で、主なものは、企業債の支払利息となっています。

3項 特別損失として、4目 過年度損益修正損250万円を計上しています。

38ページ、39ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。1款 資本的収入は、前年度から758万3,000円増の3億151万5,000円を計上しています。

1項 企業債は520万円を計上しています。後ほど説明いたしますが大島簡易水道事業に係る建設改良費の財源として借入を予定しているものでございます。

2項 負担金及び寄附金は、4,158万9,000円を計上しています。主に、関係市からの消火栓設置に係る負担金で、対象箇所が増えたことにより、昨年度より増額となっております。

3項 補助金は、4,780万9,000円を計上しています。1目 国庫補助金は、水道施設等耐震化事業分補助金が令和6年度に前倒しで付く予定となったため、2,009万4,000円減の2,990万6,000円となっています。2目 他会計補助金は、簡易水道事業に係る宗像市からの補助金1,790万3,000円となっています。

4項 出資金は、関係市からの出資金691万7,000円で、福岡地区水道企業団への出資金に充てられます。

5項 固定資産売却代金は、昨年度と同額の2億円を計上しています。保有する有価証券の入替のための売却を想定したものでございます。

40ページ、41ページをお開きください。

次に、資本的支出でございます。前年度から1億1,554万1,000円増の24億5,801万6,000円を計上しています。

1項 一般改良費は、18億6,816万3,000円で、このうち、1目 貯水施設費は、1,821万6,000円を計上しています。多礼ダムにある取水塔の電気計装設備の更新を予定しております。

4目 净水施設費は、1億6,517万6,000円を計上しており、こちらは多礼浄水場管理本館等の電気計装設備の更新と大島浄水場の水質計器設置工事を行う予定となっております。

5目 送水施設費は、7,908万3,000円。6目 配水施設費は、13億2,751万3,000円を計上しており、老朽化した送水管・配水管の布設替工事等を行うものでございます。

8目 事務費は、2億7,817万5,000円を計上しており、主な内容は、配水管布設替の測量設計委託と関係市への派遣職員負担金、北九州市への包括業務に係る経費の負担金でございます。

42ページ、43ページをお開きください。

2項 拡張事業費は、1億2,128万6,000円を計上しており、新たな配水管の布設工事やそれに伴う測量設計委託などなどでございます。

3項 企業債償還金は2億5,510万5,000円を計上しています。

5項 出資金691万7,000円は、福岡地区水道企業団への出資金でございます。

6項 有価証券取得費 2億円については、保有する有価証券の入替のため購入を想定したものでございます。条件のよいものがあれば入替等を検討したいと思っております。

なお、参考資料として、【第17号議案関係資料①】管理本館等電気計装設備更新工事（A3資料1枚）、それと【第17号議案関係資料②】令和7年度工事予定箇所（A3地図2枚）を配布していますので、ご参照いただければと思います。

次に、本日配布した、右上に【第17・18号議案関係資料】と記載した令和7年度予算集計表（北九州市委託分）にて、包括業務委託の内容について簡単にご説明いたします。

令和7年度北九州市委託分の予算につきましては、水道事業・本木簡易水道事業合わせて14億958万3,000円、前年度と比較して1億2,340万4,000円の増額となっています。水道事業の主な増額の内容につきましてご説明いたします。

原水及び浄水費は、ポンプ棟耐震診断業務委託1,164万9,000円、樽見川水管橋塗替え修繕工事など新規事業を計上しているため、前年度から4,638万9,000円の増額となっております。

配水及び給水費は、主な新規事業として、衛星を活用した漏水調査委託に1,500万、また、量水器取替工事の件数の増加により、工事請負費が2,179万4,000円の増額となるなど、前年度から4,111万1,000円の増額となっております。

総係費は料金システムの更新費用1,650万円など負担金が前年度から3,059万6,000円の増額となっております。

以上、簡単ではございますが、令和7年度宗像地区事務組合水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結しますこれより採決を行います。

第17号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第17号議案「令和7年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22 第18号議案「令和7年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第18号議案について説明いたします。

第18号議案「令和7年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算について」

令和7年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。令和7年2月13日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

詳細については、豊福経営施設課長が説明いたします。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

では、令和7年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算について、お手元の予算書に基づき、説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。

第2条で業務の予定量を定めています。2年間総給水量は5万8,319立方メートル、有収水量は3万9,483立方メートルを予定しています。4建設改良事業は935万円を予定しています。事業の内容等については、後ほどご説明いたします。

第3条 収益的収入及び支出、第4条 資本的収入及び支出につきましては、後ほど事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

2ページ、3ページをお開きください。

第5条では、企業債について定めています。限度額は930万円で、そのほか、起債の方法、借入利率等を定めたものでございます。

第6条 一時借入金の限度額につきましては、起債額と同額の930万円としています。

第8条 他会計からの補助金につきましては、福津市から補助を受ける予定額を計上しており、金額は1,401万6,000円でございます。

4ページをお開きください。

次に、予算に関する説明についてです。このページから8ページまでは、令和7年度予算の実施計画について掲載したのですが、詳細につきましては、16ページ以降の事項別明細書で説明しますので、ここでは省略させていただきます。

9ページをお開きください。

予定キャッシュ・フロー計算書です。一会计期間における資金の増減を業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示したもので、貸借対照表や損益計算書とあわせて、経営状況を明らかにするものです。1番上の当期純利益は799円、1番下の資金期末残高は780万5,272円を予定しています。

10ページ、11ページをお開きください。

令和7年度当初予算計上額を全て執行した年度末時点での予定貸借対照表を掲載しています。資

産合計、負債資本合計それぞれ2億3,596万6,792円を予定しています。

12ページ、13ページをお開きください。

令和6年度決算見込みによる予定貸借対照表を掲載しています。資産合計、負債資本合計それぞれ2億3,812万6,792円を予定しています。

続きまして、事項別明細書に沿って、主なものについてご説明いたします。16ページ、17ページをお開きください。

収益的収入でございます。1款 簡易水道事業収益につきましては、前年度から29万2,000円増の2,138万5,000円を予定しています。1項 営業収益、1目 給水収益につきましては、139万6,000円を計上しています。

2項 営業外収益は1,998万8,000円を計上しています。このうち、2目 他会計補助金は1,120万円を計上しています。これは、企業債利子に対する基準内繰入を86万円、収入不足による赤字補てんに対する基準外繰入を1,034万円、福津市から補助を受けるものでございます。5目 消費税還付金は、38万円を計上しています。収入支出構成の変動により、令和7年度の消費税については、還付となる見込みでございます。8目 長期前受金戻入は、840万6,000円を計上しています。これは、固定資産の取得に充てられた補助金等を貸借対照表の長期前受金に計上し、減価償却費に対する補助金等の見合い分を収益化するものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。

次に、収益的支出でございます。1款 簡易水道事業費は、前年度から51万4,000円減の2,074万5,000円を計上しています。1項 営業費用、1目 簡易水道事業費は、843万4,000円を計上しています。このうち、15節 委託料841万7,000円は、主に北九州市への包括業務委託料となっております。6目 減価償却費は1,025万1,000円を計上しています。

2項 営業外費用、1目 支払利息は、企業債利息等160万7,000円を計上しています。

22ページ、23ページをお開きください。

次に、資本的収入及び支出でございます。資本的収入は、前年度から646万円増の1,211万6,000円を計上しています。1項 企業債は930万円を計上しています。後ほど説明いたします建設改良費の財源として借入を行うものでございます。

3項 補助金、2目 他会計補助金は、281万6,000円を計上しています。これは、企業債償還元金に対する基準内の繰入分で、福津市から補助を受けるものでございます。

24ページ、25ページをお開きください。

次に、資本的支出でございます。前年度から685万5,000円増の1,499万5,000円を計上しています。1項 建設改良費、8目 事務費、15節 委託料は、本木簡易水道電気計装設計業務委託935万円を計上しています。これは、多礼浄水場にて祥雲寺配水池の流量を遠方監視できるようにするための電気計装設備を設置するもので、令和7年度は設計のみを行います。3項 企業債償還金は、514万5,000円を計上しています。

最後に、水道事業会計説明の際にもご覧いただいた【第17・18号議案関係資料】令和7年度北九州市委託分の予算集計表ですが、こちらの3ページが本木簡易水道事業会計分となりますので、あわせてご参照ください。

以上で、簡単ではございますが、令和7年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 18 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 18 号議案「令和 7 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りします。本会議中の議決事件の字句及び数字等の整理につきましては、会議規則第 42 条の規定に基づき、議長に委任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ご異議なしと認めます。従いまして、議決事件の字句及び数字等の整理につきましては、議長に委任いただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年第 1 回宗像地区事務組合定例会を閉会いたします。